

おおた障がい施策推進プラン

(大田区障害者計画・第4期大田区障害福祉計画)

平成27年度～平成29年度

《進捗状況報告書》

平成28年4月

大田区

はじめに

大田区では、区の基本計画である「おおた未来プラン10年（後期）」の障がい者分野に掲げられた目標を具体的に実現するための個別計画として、平成27年3月に「おおた障がい施策推進プラン（大田区障害者計画・第4期大田区障害福祉計画）（以下「推進プラン」という。）」を策定しました。

推進プランにおいては、「障がい者が地域で自分らしく安心して暮らせるまちをつくります」を基本理念として、障がい者が、選択可能な量と質が確保された様々なサービスを、自らの希望によって活用し、社会参加、就労しながら地域で自分らしく安心して暮らすことができる社会の実現を目指しています。

本報告書は、平成26年度の事業実績と平成27年度の実施状況を基に、課題や今後の取組内容等を取りまとめたものです。

平成28年4月

大田区

目 次

第 1 章 計画事業の実施状況	3
1 基本目標 1	3
2 基本目標 2	11
3 基本目標 3	25
第 2 章 障害福祉サービス等の実施状況	28
1 障害福祉サービス等の提供体制の確保に向けて	28
2 障害福祉サービス等の総括表（実績と見込量一覧）	31
3 訪問系サービス	32
4 日中活動系サービス	35
5 居住系サービス	40
6 相談支援	41
7 児童福祉サービス	43
第 3 章 地域生活支援事業の実施状況	46
1 地域生活支援事業の総括表（実績と見込量一覧）	46
2 必須事業	47
3 その他事業	52
第 4 章 計画の実施状況に対する意見	55
資 料	67
1 計画の進行管理及び各会議の位置付け	67
2 大田区障がい者施策推進会議設置要綱	67
3 おおた障がい施策推進プラン評価委員会設置要綱	70
4 大田区障害者福祉連絡協議会設置要綱	72
5 大田区自立支援協議会設置要綱	75

第1章 計画事業の実施状況

1 基本目標1

障がいのある人もない人もともに支え合うまちをつくります

主要課題(1) 相談支援体制の構築

施策の方向性① 相談支援の充実

事業	1	【重点】障がい者総合サポートセンターの運営・充実	所管	障害福祉課 サポートセンター
事業目標	障がい者総合サポートセンターにおいて、障がい者（児）自らが生涯にわたって望む生活を支援し、総合的にサポートする事業を推進していく。			
平成26年度実績		平成27年度取組状況（平成27年8月31日現在）		
<ul style="list-style-type: none"> ・竣工 ・開設準備 ・障がい者虐待防止についての理解啓発の推進 ・開設（平成27年3月） 		<ul style="list-style-type: none"> ・平成27年3月1日に開所、事業の本格実施を開始 ・相談支援部門の充実 ・地域交流支援部門の充実 ・就労支援部門の充実 ・居住支援部門の充実 ・（仮称）オーダーメイド型福祉用具製作、利用促進事業の実施について、産業経済部と検討を開始 ・障がい者総合サポートセンター増築工事部分について事業内容の検討、および基本設計 ・（仮称）サポートセンター交流行事 ⇒「さぽーとぴあスペシャル・デー」開催 ・1階受付に手話通訳者を常駐し、聴覚障がい者に対するトータルな支援体制の構築 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・業務委託先である東京都知的障害者育成会との連携強化 ・職員全員の、区の障がい施策拠点である障がい者総合サポートセンターの役割理解のさらなる促進 			
今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・4部門のさらなる充実 ・各障がい者団体等で構成する運営協議会を開催し、障がい者総合サポートセンターについて意見を集約するとともに、運営に反映させる。 			

事業	2	自立支援協議会の活性化	所管	障害福祉課 サポートセンター
事業目標	障がい者(児)が、自らが望む生活を送るための支援をするため、地域の障がい福祉の課題について具体的な検討を行い、地域と行政が一体となって協働して課題解決に取り組む。			
平成26年度実績		平成27年度取組状況(平成27年8月31日現在)		
<ul style="list-style-type: none"> ・全体会 年3回 ・各専門部会 月1回 ・運営会議 5回 ・協議会活動の情報発信 「大田区自立支援協議会たより」、大田区ホームページ等 ・個別支援会議の定例開催 ・地域における各分野での支援ネットワークの有機的な運営 ・地域課題を抽出する仕組みづくりの検討 ・部会主催の研修等の実施 3回 ・障がい者総合サポートセンター開設後の協議会との関わりの検討 		<ul style="list-style-type: none"> ・専門部会等は4部会継続実施し、地域移行に係る課題への取組みとして1部会(地域移行)を新規立ち上げ ・協議会の組織・運営方法等の見直し、全体討議会、運営会議などを設定 ・障害福祉課と障がい者総合サポートセンターが共同事務局として協議会に参画 ・障がい者総合サポートセンターにおいて、各分野の支援ネットワーク相互の連携を推進 ・議事録の公開など、開かれた協議会としての取組み ・都自立支援協議会との連携として、委員の参加及び都自立支援協議会交流事業に参加 ・区からの提起(検討課題)に対する意見集約 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会の組織および運営方法のさらなる検討 ・都及び他区協議会との連携の推進 ・全体討議会の活性化 ・各専門部会相互の連携 			
今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・専門部会の継続実施 ・運営会議や全体討議会における活発な意見交換を通じた協議会の活性化 ・広く一般区民等も対象とした、障害者権利条約に関する全体学習会の開催 ・都自立支援協議会との連携協力をきっかけとした他区協議会との情報共有 			

事業	3	ピアカウンセリングの実施支援	所管	障害福祉課 サポートセンター
事業目標	ピアカウンセリングによる相談や情報提供など、障がい者に対する支援を行う。			
平成26年度実績		平成27年度取組状況(平成27年8月31日現在)		
<ul style="list-style-type: none"> ・相談スキルの向上のための研修の実施 ・障がい者総合サポートセンターとの連携 		<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者総合サポートセンターにおいて、登録ピアカウンセラーとのピアカウンセリングを実施 ・現行の内部、肢体、聴覚、視覚、発達、知的に加えて、精神、高次脳、重症心身、難病のピアカウンセリングを実施 ・相談スキル向上のためにピアカウンセラー向けの研修会を実施 4月24日 35人参加 ・ピアカウンセラー登録者 現在58人 実施状況6件 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・事業の周知 			
今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい別相談会を実施し、周知のきっかけとする。 ・障がい者総合サポートセンターホームページで周知するとともに、地域福祉課等に案内する。 			

施策の方向性② 人材育成・人材の活用

事業	4	ケアマネジメント能力の向上	所管	障害福祉課 サポートセンター
事業目標	障害福祉サービス従事者のケアマネジメント能力の向上を図る。			
平成26年度実績		平成27年度取組状況（平成27年8月31日現在）		
<ul style="list-style-type: none"> 区内事業者等を対象とした研修実施：3回（大田区自立支援協議会との一部共同開催） 		<ul style="list-style-type: none"> 区内事業者等を対象とした研修を体系的に実施 障がい者総合サポートセンターにおいて、大田区障がい福祉従事者人材育成事業基本方針を策定し、そのもとに個別研修を実施 ケアマネジメント研修（初級）を実施 6月18日 23人参加 相談支援専門員初任者研修を実施：28人参加 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> 大田区自立支援協議会での研修についての意見集約 研修事業募集案内の工夫 			
今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ケアマネジメント研修（2回）実施予定 相談支援専門員向け研修（2回）実施予定 			

事業	5	身体障害者・知的障害者相談員の活動推進事業	所管	障害福祉課 サポートセンター
事業目標	身体障害者相談員及び知的障害者相談員の活動を支援し、地域の相談体制の充実を図る。			
平成26年度実績		平成27年度取組状況（平成27年8月31日現在）		
<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者・知的障害者相談員委嘱式（身体26名・知的19名） 第1回身体障害者・知的障害者相談員研修「思いに寄り添う相談のために」を相談員、地域福祉課参加のもとに実施。（相談員31名・地域福祉課8名参加） 第2回身体障害者・知的障害者相談員研修「地域における相談員の役割～大田区の『地域性』を活かした豊かな生活とは～」（相談員30名） 		<ul style="list-style-type: none"> 身体及び知的障害者相談員と障がい者総合サポートセンターとの連携 身体及び知的障害者相談員研修を実施し、相談スキルの向上を図る。 知的障害者相談員研修を地域福祉課参加のもとに実施（事例検討、グループワーク） 18人参加 身体障害者相談員研修を地域福祉課参加のもとに実施（事例検討、グループワーク） 22人参加 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者相談員と知的障害者相談員合同の研修内容を検討 			
今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> 身体障害者相談員と知的障害者相談員合同研修を実施予定 			

主要課題(2) 差別の解消及び権利擁護の推進

施策の方向性① 差別の解消

事業	6	【重点】合理的配慮の推進	所管	障害福祉課
事業目標	障害者差別解消法の施行により区に求められる合理的配慮に基づく施策を国の指針等に基づき推進していく。			
平成26年度実績		平成27年度取組状況（平成27年8月31日現在）		
<ul style="list-style-type: none"> 法の趣旨、合理的配慮等について、全課を対象に職員研修を実施（7月4日実施、100人参加） 		<ul style="list-style-type: none"> ◇全庁体制での取組みの推進 ・両副区長を本部長・副本部長、各部長を本部員とする「大田区障害者差別解消推進本部」の立ち上げ（第1回：8月11日開催） ・課長級による「検討会議」及び係長級による「作業部会」の立ち上げ ◇現状把握・情報収集 ・アンケート調査の実施 ・国や他自治体の取組状況の確認 ◇具体的な取組みの検討 ・対応要領に関すること ・環境の整備に関すること ・啓発活動に関すること ・障害者差別解消支援地域協議会に関すること 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・現状把握及び分析を踏まえた、対応要領等の検討 ・相談を的確に受けるための体制整備と迅速な紛争解決方法の検討 ・職員への周知と徹底 			
今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・対応要領の策定 ・相談体制の整備 ・必要な職員研修の実施 ・環境の整備（施設のバリアフリー化、情報アクセシビリティの向上等） ・障害者差別解消支援地域協議会の設置に向けた検討 ・ホームページ、区報、庁内報等を活用した区民、事業者、職員等への周知・啓発 ・現在の取組みを見直し、充実を図る。 			

事業	7	【重点】障がい者差別解消のための啓発活動の推進	所管	障害福祉課 福祉管理課
事業目標	講演会等を通じて、区民と区内事業者を対象に、障がい者差別解消に向けた理解・啓発を図っていく。			
平成26年度実績		平成27年度取組状況（平成27年8月31日現在）		
<ul style="list-style-type: none"> 小中学校での福祉教育の推進：障がい当事者による講話と疑似体験等（28校 2,563人） 地域におけるユニバーサルデザイン実践講座の開催：障がい当事者による講話と疑似体験（蒲田東地区、新井宿地区、糶谷地区） 大田区地域福祉計画推進シンポジウムの開催 		<ul style="list-style-type: none"> 小中学校の福祉教育の推進 地域におけるユニバーサルデザイン実践講座の開催 ホームページ、区報等を活用した周知・啓発 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> 地域におけるユニバーサルデザイン実践講座の周知 効果的な啓発方法の検討 			
今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> 地域におけるユニバーサルデザイン実践講座について、区ホームページへ掲載する等、区民へのさらなる周知を図る。 各関係部局と連携した啓発活動の実施 障害者差別解消法パンフレットの作成等を検討 			

施策の方向性② 障がい者の権利擁護の推進

事業	8	障がい者虐待の防止	所管	障害福祉課 サポートセンター
事業目標	障がい者の虐待防止、早期発見、虐待を受けた障がい者の保護及び支援、養護者に対する支援を行い、障がい者の権利を擁護する。			
平成26年度実績		平成27年度取組状況（平成27年8月31日現在）		
<ul style="list-style-type: none"> ・障害者虐待防止センター変更に伴う、パンフレットを改定し、関係機関・施設等に送付し、また、区報およびホームページにて、広く周知 ・障害者虐待防止法研修「虐待の芽となる具体的な場面を踏まえて虐待防止法の取組を進めよう」（54人参加） 		<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者総合サポートセンターに虐待防止センターを設置し、早期発見・早期解決等の虐待通報への対応を行う。 ・啓発活動 障がい者虐待防止パンフレットを改定 ・未然防止のために障害者虐待防止研修を実施 初任者向け研修 41人参加 管理者向け研修 39人参加 		
課題	・ケアマネジメント研修等と連携し、支援力の向上を図る。			
今後の取組み	・障がい福祉従事者向けの個別研修を実施し、障がい者の権利を守るために高い専門性と倫理観のある人材を育成する。			

事業	9	成年後見制度利用支援の充実	所管	福祉管理課 障害福祉課
事業目標	大田区社会福祉協議会「成年後見センター」と連携し、成年後見制度の利用を促進することにより、高齢者や障がい者が地域で尊厳をもって暮らし続けられるよう支援する。			
平成26年度実績		平成27年度取組状況（平成27年8月31日現在）		
<ul style="list-style-type: none"> ・区報による成年後見制度の周知 ・成年後見制度に係る相談業務の実施 1,262件 ・区長による成年後見制度に係る審判の申立ての実施：43件 ・社会貢献型後見人の養成に取り組み 4人が後見活動中 		<ul style="list-style-type: none"> ・庁内連絡会での情報交換、情報収集 ・窓口、区報における成年後見制度の周知 ・区長による審判の申し立ての実施 ・各相談業務における成年後見制度の周知 ・社会貢献型後見人の募集、養成、支援 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・認知症高齢者等の増加が見込まれる中での成年後見制度の利用促進 ・社会貢献型後見人の養成も含めた後見人の確保 			
今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・成年後見制度について、区報・窓口等でのより一層の周知を図る。 ・区と社会福祉協議会で連携して社会貢献型後見人の募集、養成、支援に取り組む。 			

主要課題(3) 社会参加の促進

施策の方向性① 地域との交流の充実

事業	10	大田区しょうがい者の日のつどい・障害者福祉強調月間の実施	所管	障害福祉課
事業目標	障がい者への理解を深めるための啓発活動を進める。			
平成26年度実績		平成27年度取組状況（平成27年8月31日現在）		
<ul style="list-style-type: none"> 障がい者総合サポートセンターにおける交流事業としょうがい者の日のつどいを併せての検討 しょうがい者の日のつどいの実施 しょうがい者巡回パネル展の実施 しょうがい者文化展の実施 		<ul style="list-style-type: none"> 福祉強調月間におけるしょうがい者巡回パネル展、しょうがい者文化展の実施 しょうがい者の日のつどいの実施 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> しょうがい者の日のつどいについて、ハード面での安全性の確保 障がい当事者及び関係者以外の方への参加促進 			
今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> 開催場所やプログラム内容、つどいの今後のあり方を検討し、しょうがい者の日のつどい開催の目的である「障がいのある人も、ない人も共に集い交流することにより、障がい者福祉について理解と認識を深める」を達せられるよう取組みを行っていく。 			

事業	11	【新規】障がい者総合サポートセンター交流事業の実施	所管	障害福祉課 サポートセンター
事業目標	地域住民や近隣の関係機関と協働した交流事業を実施して、障がいのある人もない人も共に交流し障がいに対する理解を促進する。			
平成26年度実績		平成27年度取組状況（平成27年8月31日現在）		
		<ul style="list-style-type: none"> （仮称）サポートセンター交流事業「さぼーとびあスペシャル・デー」11月3日（火・祝）開催予定 交流事業の実施にあたり、近隣の新井宿福祉園まつりと同日で開催することとし、新井宿地区地域力推進会議・自治会町会長会議にて説明、了解を得た。 交流事業で実施するイベントにパラリンピアンを招聘し講演会を企画することで、2020年の東京オリンピック・パラリンピック大会に向けた気運醸成を図る。 		
		<ul style="list-style-type: none"> 来年度の交流事業について、新井宿福祉園まつりとの共同開催のための地域との調整 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> 来年度の交流事業開催に向けて、具体的な準備を進める。 新井宿福祉園祭り実行委員会に出席し、来年度の方向性について提案する。 			
今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> 今年度の交流事業開催に向けて、具体的な準備を進める。 新井宿福祉園祭り実行委員会に出席し、来年度の方向性について提案する。 			

事業	12	福祉施設まつりの実施	所管	障害福祉課
事業目標	障がい福祉施設において園祭を開催し、地域との交流を図るとともに障がいについての相互理解を深める。			
平成26年度実績		平成27年度取組状況（平成27年8月31日現在）		
・17施設で実施		・6施設で実施		
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・地域交流による相互理解をより深めるため、来園者の増加に向けた工夫 ・地域における福祉避難所の存在の周知 			
今後の取組み	・障がい福祉施設において園祭を継続して実施し、地域交流による相互理解を図る。			

施策の方向性② 学習・文化・スポーツ等の促進

事業	13	余暇活動機会の充実	所管	障害福祉課 サポートセンター 都市基盤管理課 矢口特別出張所
事業目標	成人を対象に充実した余暇活動や仲間とレクリエーションを楽しむ場を提供する。			
平成26年度実績		平成27年度取組状況（平成27年8月31日現在）		
<ul style="list-style-type: none"> ・青年学級 2学級実施 ・たまりば事業の実施 平均参加者数 30.1人/回 ・障がい者総合サポートセンターとの連携 		<ul style="list-style-type: none"> ◇障がい者総合サポートセンター地域交流支援部門における余暇活動事業の充実 13回実施 155人参加(障がい当事者60人) ◇青年学級 <ul style="list-style-type: none"> ・若草青年学級：計画通りに活動中（定員達成） ・コスモス青年学級：定員以下、介助ボランティアの確保が課題 ◇たまりば事業の実施 <ul style="list-style-type: none"> ・従来型たまりば：22回 779人参加 平均35.4人/回 ※障害者就労支援センターの障がい者総合サポートセンターへの移転後も、従来通り継続し、近隣参加者も増加 ・講座型たまりば：2回 14人参加 平均7人 ※同時開催の地域交流部門のイベントにも参加 <ul style="list-style-type: none"> ・たまりば利用者主催イベント：1回 30人参加 ◇区立プール利用料の減免 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・地域交流支援部門の余暇活動事業について、参加者の増加を図るための工夫 ・青年学級については、運営事業者と連絡を密に取り、運営の実態把握 ・従来型たまりば：新卒等新たな参加者の確保、有償ボランティアの確保 ・講座型たまりば：従来型になじまない就労者への周知、地域交流部門との連携 ・知的障がい中心から多様な障がいに対応できる事業の検討 ・区立プール利用料の減免拡充 			
今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・地域交流支援部門の余暇活動事業を拡充し、障がい者が参加しやすい余暇の機会のさらなる充実を図る。 ・従来型たまりばの実施予定：28回（9～3月） ・講座型たまりばの実施予定：5回（9、10、11、2、3月） ・たまりば利用者主催イベント：役員改選・忘年会（12/4） ・区立プール利用料減免拡充に向けた検討 			

事業	14	障がい者スポーツ教室	所管	国際都市・多文化共生推進課
事業目標	障がい者を対象にスポーツに親しむ機会を提供するとともに、健康の保持と増進を図る。			
	平成26年度実績		平成27年度取組状況（平成27年8月31日現在）	
	・水泳教室：1教室 9回		・水泳教室：1教室 9回 継続実施	
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・回数の増加 ・種目の拡充 			
今後の取組み	・平成28年度から水泳教室の開催回数の増加を予定			

2 基本目標2

障がいのある人もない人も自分らしく暮らせるまちをつくります

主要課題(1) 暮らしを支えるサービスの充実

施策の方向性① 日中活動支援の充実

事業	15	施設（日中活動事業）の整備・充実	所管	障害福祉課
事業目標	様々な障がい特性によるニーズに対応した施設サービスや、日中活動の場を提供するための施設整備を図る。			
	平成26年度実績		平成27年度取組状況（平成27年8月31日現在）	
	<ul style="list-style-type: none"> 前年度実施の需要予測に基づき、特別支援学校高等部卒業生等の利用調整を実施 		<ul style="list-style-type: none"> 区内特別支援学校等に調査を行い、現状を把握 今後の施設整備の検討 	
課題	<ul style="list-style-type: none"> 適切なニーズの把握 需要に応えられる施設整備 			
今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年度の（仮称）下丸子通所施設（就労継続支援B型等施設）の開設準備 平成29年度の上池台障害福祉会館における生活介護の対象拡大に向けた体制整備 			

事業	16	指定管理事業のモニタリング実施	所管	障害福祉課
事業目標	指定管理者が運営する区立障がい者施設の管理・運営状況を、モニタリングを通じて検証し、適切なサービス提供を図るための指導・監督を行う。			
	平成26年度実績		平成27年度取組状況（平成27年8月31日現在）	
	<ul style="list-style-type: none"> 平成25年度実績についてモニタリング実施（久が原福祉園、新井宿福祉園、池上福祉園、大田生活実習所、はぎなか園、つばさホーム前の浦、前の浦集会室） 		<ul style="list-style-type: none"> 平成26年度実績についてモニタリング実施（大森東福祉園、南六郷福祉園、大田福祉作業所、うめのき園、くすのき園、しいのき園、つばさホーム前の浦、前の浦集会室） 	
課題	<ul style="list-style-type: none"> 定期的なモニタリングと併せて日常的な検証を実施 			
今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> 日常的な検証体制を整備する。 施設特性に合わせたモニタリング項目の検討等を実施 指定管理者と協議し、課題解決に向けて業務改善を図る。 			

事業	17	地域活動支援センターの運営支援	所管	障害福祉課
事業目標	夜間や休日等を含めた相談、情報の提供、障がい者同士や地域住民との交流の場の施設として充実が図られるよう運営を支援する。			
	平成26年度実績		平成27年度取組状況（平成27年8月31日現在）	
	<ul style="list-style-type: none"> 地域生活支援センター、地域活動支援センターを運営する事業者に対して、運営費の一部を補助 地域生活支援センター（地域活動支援センターⅠ型） 2か所 地域活動支援センター（Ⅱ・Ⅲ型） 11か所 		<ul style="list-style-type: none"> 地域生活支援センター、地域活動支援センターを運営する事業者に対して、運営費の一部を補助 地域生活支援センター（地域活動支援センターⅠ型） 2か所 地域活動支援センター（Ⅱ・Ⅲ型） 9か所 	
課題	<ul style="list-style-type: none"> より質の高いサービス提供のために人材育成、施設整備、サービス提供体制の見直し 安定した施設運営のため、行政の財政支援の継続実施 			
今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> サービスの実施事業者に対して補助金交付による支援を継続実施し、サービスの充実、施設運営の安定化を図る。 			

事業	18	高次脳機能障がい児・者への支援の充実	所管	障害福祉課 サポートセンター 新蒲田福祉センター 上池台障害者福祉会館
事業目標	高次脳機能障がいに対する理解を深めるための啓発を推進するとともに、障がいの特性に応じた支援を推進する。			
平成26年度実績		平成27年度取組状況（平成27年8月31日現在）		
<p>◇機能訓練の実施：1275回 5191人</p> <p>◇障がい特性に応じた訓練プログラムの構築と提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高次脳機能障がい者対応OT実施 4回/月 175人 ・認知訓練プログラム 4回/月 211人 ・生活課題改善プログラム実施 2回/月 80人 <p>◇医療機関等、関係機関との連携の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都および区南部圏域の高次脳機能障がい支援普及事業における連絡会、講演会に参加。症例検討会での症例の提供と報告 <p>◇医療・保健・福祉のネットワーク構築に向けた連絡会の実施：6月、12月に実施 8名出席</p> <p>◇区報等による啓発及び訓練機関の周知 ⇒区報に掲載</p> <p>◇高次脳機能障がい者のための相談支援体制の充実</p> <p>◇講演会の実施 ⇒支援者セミナー開催（9月5日）</p> <p>◇障がい者総合サポートセンターとの連携</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立訓練事業開始前の職員研修の受入等 <p>※実績値は延べ回数/人数</p>		<p>◇機能訓練：1490人</p> <p>◇障がい特性に応じた訓練プログラムの構築と提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高次脳機能障がい者対応OT実施：101人 ・認知訓練プログラム：69人 ・生活課題改善プログラム実施：37人 <p>◇障がい者総合サポートセンターの生活訓練で、身体障害者手帳のない高次脳機能障がい者に対応：3名</p> <p>◇手帳がない高次脳機能障がい者の訓練体験受入（試行）継続：相談4名、2名が体験利用</p> <p>◇医療機関等、関係機関との連携の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高次脳機能障がい者サポーター養成講座実施に協力 ・障がい者総合サポートセンター見学会を実施 <p>◇医療・保健・福祉のネットワーク構築に向けた連絡会の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回高次脳機能障害者連絡会を開催（6月）31人参加 <p>◇パンフレット、区報等による啓発及び支援機関の周知：支援機関マップ発行に向けて準備中</p> <p>◇高次脳機能障がい児・者のための専門的な相談支援体制の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者総合サポートセンターで高次脳機能障害専門相談を実施 <p>◇支援者の育成、スキルアップのための研修等の実施：支援者セミナーの開催（9月）</p> <p>◇学齢期の高次脳機能障がい児や担当教師・保護者等への相談・支援体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの高次脳機能障がい講演会実施予定 <p>◇在宅の高次脳機能障がい者等への訪問支援の実施：2件</p> <p>◇高次脳機能障がい者の就労系サービスへの受け入れ支援</p> <p>◇関係機関との連携：連絡会参加</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都心身障害者福祉センター連絡会 ・区南部圏域高次脳機能障がい支援普及事業連絡会 ・区市町村高次脳機能障害者支援促進事業支援員連絡会 ※実績値は延べ回数/人数 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・地域住民、支援者、区職員の高次脳機能障がいについての理解促進 ・手帳を所持していない在宅の当事者への支援 ・子どもの高次脳機能障がいについて教育機関での理解促進、および適切な訓練実施 ・関係機関の連携強化 			
今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・支援機関ごとの啓発活動 ・高次脳機能障がい者が利用できるサービス等について、行政内部での研修会 ・子どもから高齢まで幅広い対象者と家族を支援できる区の連携体制の構築 ・高次脳機能障がい支援者セミナー実施 ・3区高次脳機能障がい家族会との連携 ・子どもの高次脳機能障がいに対する講演会の実施 			

事業	19	福祉サービス第三者評価の受審	所管	福祉部 こども家庭部
事業目標	サービス提供者の質の向上、利用者に対するサービス選択の一助とするため、区が行う福祉サービスについて第三者評価を受審するとともに、民間事業者等の受審を促進する。			
平成26年度実績		平成27年度取組状況（平成27年8月31日現在）		
<ul style="list-style-type: none"> 民間事業所（居宅介護、短期入所）に対して、事業所連絡会（4月15日開催）及び郵送により受審勧奨を実施：0件 大田区児童発達支援地域ネットワーク会議（5月21日開催）で、民間障がい児通所支援事業所に受審勧奨を実施（実績：障がい児通所支援事業所1件） その他区立施設：4施設が受審 		<ul style="list-style-type: none"> 民間事業所（居宅介護、短期入所）に対して、事業所連絡会（4月14日開催）及び郵送により受審勧奨を実施 大田区児童発達支援地域ネットワーク会議（6月4日開催）で、民間障がい児通所支援事業所に受審勧奨を実施 区立障がい児通所施設（こども発達センターわかばの家）が受審予定 		
課題	民間事業所（居宅系）の受審促進			
今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> 事業所連絡会や個別の郵送による受審勧奨を継続して行うとともに、区報やホームページの活用等、受審の促進を図る。 新たな受審勧奨の方法について検討する。 			

施策の方向性② 居宅生活支援の充実

事業	20	福祉サービス事業者への介護技術支援・介護人材育成・介護定着支援	所管	障害福祉課 サポートセンター
事業目標	<p>介護保険事業所で障害福祉サービスに参入していない事業所に対し、障がい特性に応じた介護についての研修会を実施することにより、障害福祉サービスへの参入を促進し、質の高い安定的なサービスの提供を図る。</p> <p>福祉サービス事業者に対し、介護人材育成・定着のための支援を実施し、職員が安心して就労できる環境づくりを推進し、質の高いサービスの安定的・継続的な提供を可能とする体制の構築を支援する。</p>			
平成26年度実績		平成27年度取組状況（平成27年8月31日現在）		
<ul style="list-style-type: none"> 障害福祉サービス未参入の介護保険事業者を対象として、介護技術指導研修を実施 福祉サービス事業者を対象として、介護技術指導研修を実施：年2回 		<ul style="list-style-type: none"> 区立通所施設（生活介護）で、1日体験研修を実施 実施方法の再検討 障がい者総合サポートセンターにおいて、大田区における障害福祉人材を体系的に育成するために、研修計画を策定し、研修を実施 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> 事業者に対する研修の参加促進 介護保険事業所に対する障害福祉サービスの理解促進 			
今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> 介護保険事業所向けに、障害福祉サービスの理解に関する研修を実施予定 障害者相談支援専門員に対して介護保険制度の理解に関する研修を実施し、相互の理解を進める。 			

事業	21	手話通訳者・点訳者の育成	所管	障害福祉課 サポートセンター
事業目標	聴覚・視覚障がい者のコミュニケーション支援の充実のため、手話通訳者・点訳者の養成を図る。			
平成26年度実績		平成27年度取組状況（平成27年8月31日現在）		
<ul style="list-style-type: none"> 手話講習会 初級、中級、上級 通訳養成課程 点訳講習会（初級） 		<ul style="list-style-type: none"> ◇大田区社会福祉協議会に委託して下記の事業を実施 手話講習会の開催 4月開講 各40回実施 定員50人 初級：昼の部50人・夜の部48人参加 中級：昼の部38人・夜の部37人参加 上級：昼の部27人・夜の部22人参加 通訳養成課程 5月開講 各15回実施 定員15人 昼の部6人・夜の部8人参加 点訳講習会（22回の講習、定員20人） 入門講座レベルと初級講座レベルで実施予定 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> 手話通訳者の着実な養成、通訳者数の確保 点訳講習会の実施方法の見直し 			
今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> 手話通訳養成課程のスケジュールの見直しについて、社会福祉協議会と検討を図る。 			

事業	22	短期入所事業の充実	所管	障害福祉課
事業目標	事業者及び障がい者団体との連携によって短期入所事業の充実を図る。			
平成26年度実績		平成27年度取組状況（平成27年8月31日現在）		
<ul style="list-style-type: none"> 区内の指定事業者に対し、運営費等の補助 障がい者団体への運営費等の補助 		<ul style="list-style-type: none"> 区内の指定事業者に対し、運営費等の補助 障がい者団体への運営費等の補助 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者団体への運営費等の補助により実施されている事業の利用の減少 			
今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> 区内指定事業者に対する運営費等の補助の継続実施 団体と協力し周知方法や利用方法を検討する。 地域生活支援拠点の面的な体制整備により充実を図る。 都の補助事業の周知など、事業者への働きかけを行う。 			

事業	23	緊急一時保護事業の充実	所管	障害福祉課
事業目標	保護者又は家族の事情により、一時的に家庭における介護が困難となった心身障がい者を家庭・施設等で保護する。			
平成26年度実績		平成27年度取組状況（平成27年8月31日現在）		
<ul style="list-style-type: none"> つばさホーム前の浦：定員4人 120名 延1964名 		<ul style="list-style-type: none"> つばさホーム前の浦：定員4人 87名 延725名 緊急一時保護の登録介護人名簿の整理 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の高齢化等に伴い利用期間が長期化 			
今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> つばさホーム前の浦の自立生活訓練に空き居室がある場合は、緊急一時保護枠として弾力的に運用する。 登録介護人名簿の整理の継続 地域生活支援拠点の面的な体制整備により充実を図る。 			

施策の方向性③ 暮らしの場の確保

事業	24	グループホーム等の暮らし場の整備	所管	障害福祉課
事業目標	地域で自らが望む生活を送るための施設として、グループホーム等の整備を支援する。			
平成26年度実績		平成27年度取組状況（平成27年8月31日現在）		
<ul style="list-style-type: none"> 2か所のグループホーム整備費補助の継続 平成26年度 1か所着工 		<ul style="list-style-type: none"> 1か所のグループホーム開設 グループホーム整備費補助の継続 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> 地域生活への移行推進、利用者の高齢化等の対応として需要が高まっているグループホームの整備について、行政からの着実な情報提供および財政支援 			
今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> 事業者等に対する補助金交付を継続実施し、グループホーム整備の促進を図る。 			

事業	25	自立生活訓練施設の運営支援	所管	障害福祉課
事業目標	自立生活訓練を通じて、円滑な地域生活への移行のための場を整備する。			
平成26年度実績		平成27年度取組状況（平成27年8月31日現在）		
<ul style="list-style-type: none"> ◇つばさホーム前の浦：定員 16人 3年自立訓練：利用修了者 6人 （GH 移行 2人 施設入所 1人 在宅 3人） 短期自立生活訓練：40人 延 683人 		<ul style="list-style-type: none"> ◇つばさホーム前の浦：定員 16人 3年自立訓練：利用修了者 1人 （施設入所 1人） 短期自立生活訓練：34人 延 336人 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> 訓練期間内でのグループホーム等の地域生活への移行の推進 			
今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の自立生活に向け、状況に応じた支援を充実させる。 			

施策の方向性③、④ 暮らしの場の確保、地域生活移行支援の充実

事業	26	【新規】【重点】地域生活支援拠点等の整備	所管	障害福祉課
事業目標	障がい者の高齢化、「親なき後」を見据えて地域での暮らしの安心感、親元からの自立を希望する者に対する支援のため、地域生活支援拠点等を整備する。			
平成26年度実績		平成27年度取組状況（平成27年8月31日現在）		
		<ul style="list-style-type: none"> 障がい者総合サポートセンターを中心とした、「面的な体制整備」の検討 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> 個々の機関の有機的な連携を確保するための方策 区内の既存施設の機能拡充、（仮称）下丸子通所施設の整備等に向けた検討 			
今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> 引き続き障がい者総合サポートセンターを中心とした地域生活支援拠点の「面的な体制」を整備する。 区内の既存施設の支援機能を拡充するとともに、個々の機関の有機的な連携の確保による総合的な支援体制を構築する。 障がい者総合サポートセンターの二期工事等による機能拡充を図り、「多機能拠点型」の地域生活支援拠点の整備を目指す。 			

施策の方向性④ 地域生活移行支援の充実

事業	27	地域移行支援コーディネート体制の整備	所管	障害福祉課
事業目標	地域活動支援センター I 型事業所に地域生活移行コーディネーターを配置し、精神障がいのある人が退院して地域生活を始める際の準備とその後の生活支援を行う。			
平成26年度実績		平成27年度取組状況（平成27年8月31日現在）		
<ul style="list-style-type: none"> ・コーディネーターによる事業推進 ・地域生活安定化支援調整会議の充実 ・地域生活を継続していくための支援体制の構築 		<ul style="list-style-type: none"> ・コーディネーターによる事業推進の充実 ・地域生活安定化支援調整会議の充実 ・地域移行に係る区関係機関及びコーディネーターの連携による支援体制の充実 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・入院先への訪問相談、退院後の住居探しなどについてきめ細やかな支援 ・退院に結びつくような、継続的な相談体制 			
今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・27年度からコーディネーターを1名から2名に増員したばかりであり、支援者の人数の状況を確認していく。 			

主要課題(2) 雇用・就労の促進

施策の方向性① 就労支援の充実

事業	28	就労支援ネットワークの充実	所管	障害福祉課 サポートセンター
事業目標	障がい者の就労を促進するために、公共職業安定所、特別支援学校、就労系事業所等、労働、教育、福祉の関係機関で構成するネットワーク会議を開催し、各機関間の連携により障がい者の一層の就労促進を図る。			
平成26年度実績		平成27年度取組状況（平成27年8月31日現在）		
<ul style="list-style-type: none"> ◇就労支援部会の開催 ・多様な障がいのネットワーク会議：10回 ◇就労促進担当者会議の開催 ・身体・知的障がいのネットワーク会議：12回 ◇ネットワーク事業の充実：6回 		<ul style="list-style-type: none"> ◇ネットワーク会議の充実 ・大田区自立支援協議会就労支援部会の開催：4回 ・就労促進担当者会議の開催：5回 ・就労移行支援事業所連絡会の開催：2回 ・精神障がい者の職場体験実習実行委員会：2回 ◇会議を介さない就労系事業所等との連携構築 ・定期訪問：19事業所 ◇多様な障がいに応じたネットワーク事業の実施 ・就労担当者セミナー：3回 73人参加 ・就労移行支援事業所説明・交流会：70人参加 ・就労者激励会 I：470人参加 (就労者262人、企業106人、関係機関102人) 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・参加者間の連携が進むような会議内容の工夫 ・確実な定期訪問の日程調整とニーズの把握 ・新規事業の周知と継続にむけての事業の効果測定 			
今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・大田区自立支援協議会就労支援部会の開催、および部会公開セミナー ・就労促進担当者会議の開催 ・就労移行支援事業所連絡会の開催 ・精神障がい者の企業体験実習実行委員会 ・定期訪問：47事業所 ・公開生活講座：①知的障がい中心②精神・発達障がい中心[当事者向け] ・就労者家族向け講演会[家族・生活支援者向け] ・企業向けに施設見学、就労促進懇談会、雇用事例検討会、事業所見学会を予定 ・企業体験実習報告会[当事者向け：精神障がい中心] ・就労者激励会 II [当事者向け：精神・発達・高次脳機能障がい] 			

事業	29	就労定着支援事業の推進	所管	障害福祉課 サポートセンター
事業目標	区内外の就労系事業所、生活支援事業所、特別支援学校、公共職業安定所等と連携して就労の定着を促進していく。			
平成26年度実績		平成27年度取組状況（平成27年8月31日現在）		
<ul style="list-style-type: none"> 定着支援者数528人 （障がい者総合サポートセンター：395人、その他就労系事業所：133人） 雇用後のジョブコーチの活用：7件 たまりば事業の充実：実施回数51回 延参加者数：1,580人 		<ul style="list-style-type: none"> 定着支援者数：就労継続：584人 （障がい者総合サポートセンター：416人、その他就労系事業所：168人） 雇用後のジョブコーチの活用：4件 たまりば事業の充実（事業13参照） 増え続ける定着支援について大田区自立支援協議会就労支援部会で課題を確認 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> 離職につながる就職時のミスマッチの解消 支援者の問題発生時の対応力を高める工夫と各機関との連携による支援 定着支援の課題の抽出と量的・質的調査による現状の把握 			
今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> 各就労支援事業所で就労定着支援の継続 大田区自立支援協議会就労支援部会で確認した課題をふまえた定着支援に関する調査の検討 			

事業	30	多様な障がいに応じた就労促進支援事業の推進	所管	障害福祉課 サポートセンター
事業目標	精神障がい者、発達障がい者、高次脳機能障がい者や難病患者等多様な障がいに応じた就労促進支援事業の充実を図り、ネットワークを活用して就労を促進する。			
平成26年度実績		平成27年度取組状況（平成27年8月31日現在）		
<ul style="list-style-type: none"> 就労相談の充実 多様な職業適性評価実習の推進 大田区自立支援協議会と連携した就労支援ネットワークの推進 企業実習の推進：80件（委託訓練を含む） 公共機関での体験実習の参加者・機会の開拓 		<ul style="list-style-type: none"> ◇新規就労を促進する <ul style="list-style-type: none"> 新規就職、内定者数：49人（特別支援学校等31人、障がい者総合サポートセンター7人、就労支援事業所11人） 離職者の再就職支援：26年度に22人離職したが、支援の結果、そのうち5人が再就職 職場開拓（多様な障がいの受け入れ啓発）：21社 ◇多様なニーズに対応する相談支援機能の強化 <ul style="list-style-type: none"> 多様な障がいの相談対応（障がい者総合サポートセンター） <ol style="list-style-type: none"> 新規相談者100人（精神30人、知的28人、発達19人、身体14人、高次脳8人、その他1人） ※重複障がい含む 相談件数741件（知的267人、発達147人、精神135人、重複61人、身体59人、高次脳36人、難病3人、その他33人） ◇多様な職業適性評価の充実 <ul style="list-style-type: none"> 障がい者総合サポートセンターでの職業評価44件 ◇体験実習の推進 <ul style="list-style-type: none"> 企業実習参加者数：延23人 精神障がいの企業体験実習：14社の実習先開拓を行い、21人が参加予定 公共機関での実習参加者数：12件24人（蒲田地域福祉課5人、生活衛生課16人、大森地域福祉課2人、障がい者総合サポートセンター1人） 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> 就労系事業所への必要な支援の推進 各就労系事業所のニーズをもとにした雇用企業開拓、実習受け入れ企業開拓 多様な障がい特性に評価のフィードバック 			
今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校等卒業者も含めた就労者数が離職者数の2倍になるように就労促進する。 福祉施設利用者の就職希望者のうち、一般就労に移行する者が80人になるように就労促進する。 将来就労を目指せるように、多様な職場体験実習を80件できるように職場開拓をし、実習参加を促進する。 体験実習に参加したり、体験実習を受け入れやすくするための制度を検討したりする。 			

主要課題(3) 保健・医療の充実

施策の方向性① 精神障がい者への支援の充実

事業	31	精神障がい者への支援の充実	所管	健康政策部
事業目標	<p>思春期から高齢期まで、様々なこころの問題について、専門医による精神保健福祉相談や保健師による相談を実施し、必要な人には治療の勧奨を行い、支援の充実を図ります。</p> <p>また、生活福祉課ケースワーカーや訪問看護ステーションNs・ケアマネージャー・ヘルパーなど必要に応じて、関係機関の他職種と同行訪問するなどのアウトリーチ支援の充実を目指します。</p>			
平成26年度実績		平成27年度取組状況（平成27年8月31日現在）		
<ul style="list-style-type: none"> 精神保健福祉相談 99回、相談件数 212件 保健師家庭訪問 1,678件 保健師所内相談 2,764件 保健師電話相談 10,203件 保健師その他の相談 424件 保健師関係機関連絡 7,161件 		<ul style="list-style-type: none"> 精神保健福祉相談 52回、相談件数 133件 保健師家庭訪問 640件 保健師所内相談 1,230件 保健師電話相談 4,925件 保健師その他の相談 131件 保健師関係機関連絡 3,353件 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> 精神疾患の早期治療の促進 			
今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> 精神科医師による個別相談を継続し、必要に応じて早期受診に繋げ、さらに心の健康のために生活を見直すきっかけをつくる。 保健師による個別支援を継続して実施する。 			

施策の方向性② 難病患者への支援の充実

事業	32	【新規】 市内ネットワークの構築	所管	健康政策部
事業目標	<p>在宅療養生活の支援を充実するために、市内におけるネットワークづくりを実施します。</p>			
平成26年度実績		平成27年度取組状況（平成27年8月31日現在）		
<ul style="list-style-type: none"> 各関係機関とネットワークづくりのための準備 		<ul style="list-style-type: none"> （仮称）難病対策市内連絡会を検討中 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> 「難病の患者に対する医療に関する法律」に対応した、医療・福祉・就労等を含めた難病患者への総合的な支援 関係各課が連携した相談体制の整備 			
今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> 関係各課と連携を図るため、連絡会を平成27年度中に開催予定 			

事業	33	難病講演会の実施	所管	健康政策部
事業目標	<p>講演会を実施し、難病患者及びその家族の療養生活支援の充実を目指します。</p>			
平成26年度実績		平成27年度取組状況（平成27年8月31日現在）		
<ul style="list-style-type: none"> 「パーキンソン病講演会～あきらめないパーキンソン病の治療！！最新医療の現状」 1回実施 		<ul style="list-style-type: none"> 「膠原病講演会 ①膠原病の治療②膠原病とともに生きて」開催予定 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> 難病患者および家族の地域における療養生活を支援するため、難病に関する普及啓発 			
今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> 講演会等を継続して実施し、普及啓発に努める。 			

主要課題(4) 障がい児支援の充実

施策の方向性① 発達支援・教育の充実

事業	34	発達支援の推進	所管	わかばの家
事業目標	発達に遅れやその疑いのある就学前の乳幼児に、早期に発達支援を行い基本的な生活能力の育成と集団生活への適応能力を高めるとともに、家族への相談支援を行う。			
平成26年度実績		平成27年度取組状況（平成27年8月31日現在）		
◇相談及び療育支援の推進 ・発達相談事業 延 1,090 件（初回面接を含む） ・計画相談事業 延 1,762 人 ◇療育事業 ・児童発達センター（単独通所） 延 431 人 ・発達支援事業（親子通所） 延 318 人 ・外来訓練事業 延 6,272 人 ・自由来館事業 延 1,512 人 ・子育てサロン事業 延 1,085 人 ・アフターケア事業 延 249 人 ◇援助事業 ・園訪問等 延 270 園／320 人 講演会開催：区民向け1回 職員向け2回 ◇関係機関との連携		◇相談事業 ・発達相談事業 延 549 件（初回面接を含む） ・計画相談事業 延 809 人 ◇療育・発達支援事業 ・児童発達センター（単独通所） 延 180 人 ・発達支援事業（親子通所） 延 129 人 ・外来訓練事業 延 3,110 人 ・自由来館事業 延 367 人 ・子育てサロン事業 延 436 人 ・アフターケア事業 延 47 人 ◇地域支援事業 ・園訪問等 延 145 園／152 人 講演会開催：区民向け1回、職員向け2回開催予定 ◇関係機関との連携（障がい者総合サポートセンター他）		
課題	・業務委託先法人の高い専門性とノウハウを活用し、より個別の状況に対応した応用な相談支援、療育事業等の継続 ・区の発達支援の充実、推進が図れるようにするため、地域支援事業を充実させる等、関係機関との連携強化の継続実施			
今後の取組み	・平成27年度からの全面業務委託開始による、相談から療育までの一体的な業務運営体制による効果、民間事業所の開設やサービス利用者の推移等を把握しながら、わかばの家の療育事業等の方向性を具体的にしていく。			

事業	35	就学相談	所管	教育センター
事業目標	本人の将来を見据え、関係機関（特別支援学校、こども発達センターわかばの家、医療機関等）との連携を緊密にし、障がいの種類や程度に応じて、一人ひとりの力をより伸ばす教育環境への就学や転学、通級の相談を行う。			
平成26年度実績		平成27年度取組状況（平成27年8月31日現在）		
・就学相談説明会：4回 ・就学相談：電話 731 件 面談 833 件 ・就学支援委員会 70 回 対象児童・生徒数 328 人		・就学相談説明会：4回予定 ・就学相談：電話 380 件 面談 399 件（昨年度同期と比較し増加傾向） ・就学支援委員会 11 回 対象児童・生徒数 81 人		
課題	・平成28年度から小学校全校で実施される特別支援教室入室手続きに関する対応			
今後の取組み	・9月までに特別支援教室の利用を申し込んだ児童については、可能な限り27年度中に利用の可否を判定する就学支援委員会を開催する。 ・就学時健診で就学相談を申し込んだ保護者に対し、子どもの能力を最大限引き出せる教育環境で就学できるよう、相談支援を行う。			

事業	36	心身障がい児の放課後活動への支援	所管	障害福祉課
事業目標	放課後の生活を豊かにし、日常の関わりを通じて社会性を養うことを目的として、心身障がい児（小・中・高校生）の放課後活動施設の運営を支援する。 また、児童福祉法に基づく放課後等デイサービス事業所が、区内で安定した事業の継続が行えるよう支援する。			
平成26年度実績		平成27年度取組状況（平成27年8月31日現在）		
<ul style="list-style-type: none"> 放課後活動施設の運営支援の継続 放課後等デイサービスを含めた関係機関との連携強化 児童発達支援地域ネットワーク会議の開催 4回 事業運営に関する情報提供や開設相談の実施 		<ul style="list-style-type: none"> 放課後活動施設の運営支援の継続 放課後等デイサービスを含めた地域ネットワーク会議の開催 4回開催予定 事業運営に関する情報提供や開設相談の実施 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> 区内の民間障がい児通所支援事業所、障がい児相談支援事業所等との連携強化 区としての発達支援のサービスの質の向上、量の確保 			
今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> 地域ネットワーク会議を継続して開催していくとともに、事業所訪問等を通して、適切なサービス提供への支援、把握に努めていく。 地域活動支援センターを運営している事業者に対して補助金交付による支援を継続実施し、施設サービスの充実、施設運営の安定化を図る。 			

事業	37	特別支援学校との連携	所管	学務課 指導課 教育センター
事業目標	学校特別支援員の適正な配置を行うとともに、教育・福祉・医療・相談・就労等各関係機関が一体となって、一貫した支援体制の構築を目指す。			
平成26年度実績		平成27年度取組状況（平成27年8月31日現在）		
<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校のセンター的機能を活用した巡回相談 106件（巡回相談94件、研修会12件） 副籍制度の実施 87件（直接交流69件、間接交流18件） 巡回相談に係わる連絡協議会の開催 11回 		<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校のセンター的機能を活用した巡回相談 30件（巡回相談29件、研修会1件） 副籍制度の実施 66件（直接交流49件、間接交流17件） 巡回相談に係わる連絡協議会の開催 4回 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> 「個別の教育支援計画（学校生活支援シート）」を活用した、指導や支援の成果、児童・生徒本人の変化、有効であった支援の手だて等の引継ぎの効果的な実施 平成27年度入学生からの都立特別支援学校の小学部・中学部の全児童・生徒の副籍制度利用開始にあたり、理解啓発の促進 			
今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校のセンター的機能を発揮した特別支援教育に関する相談・情報提供及び特別支援教育コーディネーターによる小・中学校の教職員に対する研修協力機能の充実を図る。 副籍制度の円滑な実施に向けて、学校間で交流活動の内容や方法に差が生じないように、小・中学校への理解推進及び交流活動の充実に向けた支援を行う。 			

事業	38	特別支援教育に関する教員の資質の向上	所管	学務課 指導課
事業目標	東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画における特別支援教室の実施に向けて、特別支援学級担当教員の指導力向上を図るとともに、通常の学級における全ての教職員を対象に発達障がい児への指導・支援についての実践力を高める。			
平成26年度実績		平成27年度取組状況（平成27年8月31日現在）		
◇特別支援教室指導内容の検討 ・特別支援教室指導内容検討委員会の開催：4回 ・大田区特別支援教室指導事例集の作成・配布各学校（60校） ◇特別支援教育関連研修の充実 ・特別支援教育関連研修会の開催：10回		◇特別支援教室小学校全面実施に向けたモデル校による指導内容の検証 ・発達障害早期研究事業運営協議会及び指導内容、指導方法等検討部会、教員専門性向上研修検討部会の開催：2回 ・モデル校教員連絡会の開催：2回 ◇特別支援教育関連研修の充実 ・特別支援教育関連研修会の開催：4回		
課題	・特別支援教室の実施に向けた、巡回指導教員の専門性の向上 ・全ての教員の発達障がいへの理解促進 ・通常の学級における全ての教職員を対象とした、多様な研修の実施			
今後の取組み	・巡回指導教員には、「指導事例集」を活用し、発達障がいに関する一般的な知識に加え、児童一人ひとりへの指導に関する事例検討等、具体的な指導内容・方法に関する研修を行う。 ・通常の学級における全ての教職員を対象に、巡回指導教員や特別支援学校の教員等が講師となり、一般的な発達障がいに関する知識に加え、事例研究等を含めた具体的な研修を行う。			

事業	39	特別支援学級等の充実	所管	学務課
事業目標	知的障がい、発達障がい等の特別な支援が必要な児童・生徒に対して、個に応じた指導の充実を図り、能力を伸長させることのできる特別支援教育を推進する。			
平成26年度実績		平成27年度取組状況（平成27年8月31日現在）		
◇特別支援学級の開設準備 ・知的障害固定級2校、言語障害通級指導学級1校、情緒障害等通級指導学級1校 ◇特別支援教室モデル事業実施準備 ・モデル校9校の開設準備		◇特別支援学級の開設 ・知的障害特別支援学級（固定）小学校1校、中学校1校 ◇言語障害通級指導学級 小学校1校 ・情緒障害等通級指導学級 中学校1校 ・弱視通級指導学級 小学校1校を再開 ◇特別支援教室 ・モデル校として小学校9校で実施 ・全校設置準備（区民説明会4回実施）		
課題	・利用希望者の集中緩和 ・特別支援教室の周知と啓発、施設設備の準備、本格実施へ向けてのモデル校事業の検証			
今後の取組み	・特別支援学級について、児童・生徒の人数の推移を見ながら必要に応じて調整していく。 ・言語障がい、弱視等も必要に応じて設置、再開等をしていく。 ・特別支援教室について、モデル校の実施状況を見ながら、備品、教材等の整備を行い、全校設置に向けての準備を進める。			

施策の方向性② 保育の充実

事業	40	統合保育の充実	所管	保育サービス課
事業目標	児童の望ましい発達を促すため、医師及び心理士による統合保育巡回相談を実施し、保育園及び保護者の支援の充実を図る。			
平成26年度実績		平成27年度取組状況（平成27年8月31日現在）		
<ul style="list-style-type: none"> ◇小児神経科医師による巡回相談：16回 ◇心理士による巡回相談：155回 ・要支援児への支援の継続 ・保護者への子育て相談の継続 ・巡回相談後のフォローアップ ・新規開設園の支援 ・保育に役立つ統合保育スキル本の作成（26年度に第一弾発行） 		<ul style="list-style-type: none"> ◇小児神経科医師による巡回相談：7回 ◇心理士による巡回相談：91回 ・巡回相談後のフォローアップ ・認可外保育施設への支援 ・新規開設園の支援 ・要支援児、要配慮児への支援 ・保育に役立つ統合保育スキル本の作成（第二弾作成中） 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の個別事情に合わせた巡回相談内容の検討 ・認可外の保育施設の現状の把握・分析 ・区立園の統合保育のスキルを大田区の保育施設に継承できる取組み 			
今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・巡回相談後のフォロー体制や継続的な支援体制を作っていく。 ・保育園や保護者のニーズに合わせた心理士の巡回相談 ・保育に役立つ統合保育スキル本の作成（第二弾発行） 			

事業	41	学童保育室での要支援児の受け入れ	所管	子育て支援課
事業目標	学童保育を必要とする要支援児童の受け入れを進め、障がい児支援の充実を図る。			
平成26年度実績		平成27年度取組状況（平成27年8月31日現在）		
<ul style="list-style-type: none"> ・平成26年度より受け入れ施設数増 ・学童保育室受け入れ施設数 74施設 うち、4年～6年までの受け入れ施設数 9施設 ・受入児童数 106人 うち、4年～6年までの受け入れ人数：17人 		<ul style="list-style-type: none"> ・1年から6年までの受け入れを全施設で行う ・学童保育室受け入れ施設数：82施設 ・受入児童数：155人 ・要支援児在籍施設数：59施設 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・要支援児の確実な状況把握 ・支援の度合いの適切な見極め 			
今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・学童保育事業は、今後全小学校内で展開することとなるので、学校側と連携をとり要支援児童への支援をしていく。 			

3 基本目標3

障がいのある人もない人も安全・安心に生活できるまちをつくります

主要課題(1) 安全・安心体制の確保

施策の方向性① 災害時相互支援体制の整備

事業	42	災害時における要配慮者支援の推進	所管	地域力推進部 福祉部 保健所 こども家庭部
事業目標	災害時における要配慮者支援の方法や関係機関との連携方法などの普及に努め、支援組織の拡充を図ります。			
平成26年度実績		平成27年度取組状況(平成27年8月31日現在)		
<ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者名簿の更新 災害時要援護者名簿未登録者への登録勧奨 災害時要援護者支援組織の拡充 新規3組織結成：計100組織 大田区自立支援協議会を通じた総合防災訓練(2会場)等への要配慮者の参加 矢口地区にて災害時要配慮者支援をテーマとした講習会の実施 		<ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者組織の拡充 (未結成組織への働きかけ 2組織) 災害時要援護者名簿登録希望者の受付 災害時要援護者名簿の更新 総合防災訓練(4会場)等で要配慮者支援訓練の実施および要配慮者の参加を予定 (大田区自立支援協議会防災部会) 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> 防災市民組織等を母体とした支援組織の拡充 総合防災訓練等への要配慮者の参加者数の増加及びその家族等の参加層の拡充 手帳新規取得者への周知 			
今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者支援体制未結成の防災市民組織に個別の説明や講習会等の実施により、支援体制づくりを働きかけ、支援体制結成につなげる。 総合防災訓練等で、福祉避難所の運営等や要配慮者支援活動を課題に実践的な訓練を実施する。 			

事業	43	災害時支援ボランティアの確保	所管	防災課 障害福祉課
事業目標	災害時要援護者名簿を活用した支援を充実させるため、福祉関係者や地域ボランティアによる人材確保を進めるなど体制整備を図ります。			
平成26年度実績		平成27年度取組状況(平成27年8月31日現在)		
<ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者支援組織への支援拡充 (100組織) 災害時要援護者講習会の実施 要配慮者が参加した総合防災訓練(2会場)での支援呼びかけ 		<ul style="list-style-type: none"> 大田区社会福祉協議会等を通じた支援者の確保 災害時協力協定による支援者の確保 災害時要援護者支援組織の拡充 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> 災害時要援護者支援組織の高齢化 			
今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> 訓練や講話等を通じた災害時要援護者支援組織の拡充 			

事業	44	災害時相互支援意識の普及啓発	所管	防災課 障害福祉課
事業目標	災害時に相互支援による助け合いができるよう、講習会や防災講話などの機会を通じて、災害時の相互支援意識の普及啓発に努めます。			
平成26年度実績		平成27年度取組状況（平成27年8月31日現在）		
<ul style="list-style-type: none"> 災害時要配慮者支援をテーマとした講習会での啓発 平成27年1月24日（土） 335人参加 		<ul style="list-style-type: none"> 大田区自立支援協議会の防災部会にて意見交換及び要配慮者の視点での、総合防災訓練実施方法について検討 5回実施 地域住民（支援者）と要配慮者による避難行動のための防災まちあるきを実施 9月8日 約30人参加 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> 地域での災害時要援護者支援体制の確立と活動の活発化につながる内容となる講習会の開催 要配慮者と地域住民（支援者）の関係づくりの場の整備 			
今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者支援を考える講習会の継続的な開催と参加者の増加 地域住民（支援者）と要配慮者が日頃からの関係づくりと避難行動を実践するきっかけとなる「防災まちあるき」の実施団体の拡充及び活動支援 地域住民に対する防災講話にて、要配慮者に対する支援方法等について普及啓発を継続的に行っていく。 大田区自立支援協議会の防災部会にて引き続き総合防災訓練の実施方法や福祉避難所の運営方法等について意見交換を行う。 			

事業	45	福祉避難所の体制整備	所管	防災課 障害福祉課
事業目標	災害時、自宅や避難所での生活が困難な要配慮者を収容する福祉避難所について体制を整備する。			
平成26年度実績		平成27年度取組状況（平成27年8月31日現在）		
<ul style="list-style-type: none"> 福祉避難所設営訓練実施に向けた体制整備 福祉避難所備蓄品の配備等支援 		<ul style="list-style-type: none"> 福祉避難所設営訓練実施に向けた体制整備 福祉避難所備蓄品の配備等支援 障がい者総合サポートセンターを中心として、区内の福祉避難所との連携強化を図る。 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校をはじめ、区内の高齢・障がい・保育園等の福祉避難所備蓄物品の保管場所、避難スペースの確保及び開設運営訓練に向けた検討と体制整備 			
今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> 特別支援学校と協議の上、保管場所を確保し備蓄物品を配備する。 			

施策の方向性② 防犯対策の充実

事業	46	【新規】啓発活動の推進	所管	防災課
事業目標	振り込め詐欺等の傾向や具体的な手口及びその防止策などについて啓発活動を行い、被害に遭わないようにしていきます。			
平成26年度実績		平成27年度取組状況（平成27年8月31日現在）		
		<ul style="list-style-type: none"> 障がい者施設等への出張講話 しょうがい者の日のつといや福祉施設まつりなど、イベントでの啓発チラシ等配布 区民安全安心メールへの家族を含めた登録推奨 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者に対する振り込め詐欺等の手口の実態把握 			
今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者が被害に遭いやすい犯罪手口を把握したうえで、障がい者施設等において施設職員を含めた出張講話やイベント等での啓発を進める。 			

施策の方向性③ 消費者トラブルの防止・救済

事業	47	【新規】消費者トラブル防止体制の推進	所管	消費者生活センター
事業目標	地域の関係機関と連携し、情報共有を図り、消費者トラブルの未然・拡大防止に努めます。			
平成26年度実績		平成27年度取組状況（平成27年8月31日現在）		
		<ul style="list-style-type: none"> ◇関係機関との連携推進 <ul style="list-style-type: none"> ・障がい者に関わる相談で情報共有が必要と判断した案件については、関係機関につないでいる。 ◇関係機関及び支援者への啓発推進 <ul style="list-style-type: none"> ・当センターの相談内容等を分析し、消費者への啓発事業の方向性、進め方を検討した。 ◇地域の見守り体制の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・さわやかサポート20か所に巡回し、高齢の消費者への見守り体制に関する意見交換を行い、障がいをもつ高齢者の状況把握につながった。 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の消費者被害について関係機関との情報交換の継続実施 			
今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者総合サポートセンター等関係機関と連携し、障がい者の消費者被害の対応について情報共有を図る。 ・障がい者や支援者等への啓発の方法について検討を進める。 			

主要課題(2) 福祉のまちづくり

施策の方向性① ユニバーサルデザインに配慮したまちづくり

事業	48	地域力を活かしたまちづくりパートナー（UDパートナー）活動	所管	福祉管理課
事業目標	UDパートナーによる道路、公園、建物などの点検活動を通じて、ユニバーサルデザインのまちづくりを進めます。			
平成26年度実績		平成27年度取組状況（平成27年8月31日現在）		
<ul style="list-style-type: none"> ・UDパートナー合同点検の実施 14か所 延 123人参加 		<ul style="list-style-type: none"> ・UDパートナー合同点検の実施 2か所 延 22人参加 		
課題	<ul style="list-style-type: none"> ・UD合同点検で挙げた意見を以後のまちづくりに活かす仕組みの検討 			
今後の取組み	<ul style="list-style-type: none"> ・専門家等がUDパートナー活動に参加するアドバイザーの仕組みを検討し、整備する。 			

第2章 障害福祉サービス等の実施状況

1 障害福祉サービス等の提供体制の確保に向けて

(1) 地域移行に向けた支援の充実

【平成29年度末の目標値】

施設入所者のうち地域生活に移行する者の数	20人
----------------------	-----

※ 平成29年度末までの累計

※ 第3期目標：70人（平成17年10月1日から平成27年3月31日までの累計）

【実績】

地域生活移行者数		平成17年10月1日～ 平成27年3月31日	平成27年度 (平成27年8月31日現在)
都内	自区市町村内	20人	1人
	自区市町村外	17人	0人
都外		22人	2人
合計		59人	3人

※ 第3期実績：12人（平成24年度 4人、平成25年度 4人、平成26年度 4人）

※ 施設入所者数（平成27年3月実績）：502人（区内64人、区外159人、都外279人）

【現状と課題】

依然として入所施設の需要は多く、また、本人の障がいの状況、支援者やグループホーム等の社会資源の不足など、地域移行に向けた課題が多い。

施設を運営している法人等がグループホームを新たに設置し、地域生活への移行を進めるといった例もあるが、受け入れ体制の整備が引き続き必要である。

【今後の取組み】

施設入所支援の対象者について、地域移行のニーズの把握に努めるとともに、行動援護、重度訪問介護、重度障害者等包括支援等に対応できるヘルパー及び事業者の育成を進める。各関係機関の協力・連携をこれまで以上に進め、地域移行が可能な人については、本人のカンファレンスなど、ケースワークの中で地域移行を後押しするような取組みを強化していく。

また、大田区自立支援協議会地域移行部会等において引き続き検討を進め、障がいのある人の地域生活を支える仕組みと戻る仕組みを整備していく。

(2) 一般就労に向けた支援の充実

【平成 29 年度末の目標値】

福祉施設から一般就労への移行者数	94 人
------------------	------

※ 単年度の実績値

※ 第3期目標：70人（単年度）

【実績】

平成 26 年度	平成 27 年度 (平成 27 年 8 月 31 日現在)
57 人	49 人

※ 平成 24 年度 54 人、平成 25 年度 77 人

【現状と課題】

平成 26 年度は前年度実績を下回る結果となった。雇用には社会情勢や景気が大きく影響しているものと思われるが、区内支援ネットワークの連携強化・充実を図っていく必要がある。

各就労系事業所のニーズをもとにした雇用企業開拓、実習受け入れ企業開拓、障がい特性に対応した評価のフィードバックなど、就労系事業所への必要な支援を行うことで就労を促進している。

【今後の取組み】

目標値の達成に向けて、引き続き就労促進をしていく。特別支援学校卒業生者も含めた就労者数が2倍になるように就労促進していく。また、将来就労を目指せるように、多様な職場体験実習ができるように職場開拓をし、実習参加を促進していく。

(3) 地域生活支援拠点等の整備

【平成 29 年度末の整備目標】

障がい者総合サポートセンターを中心に、(仮称)下丸子通所施設、つばさホーム前の浦等の施設で機能を分担した「面的な体制」の整備を図る。

【現状と課題】

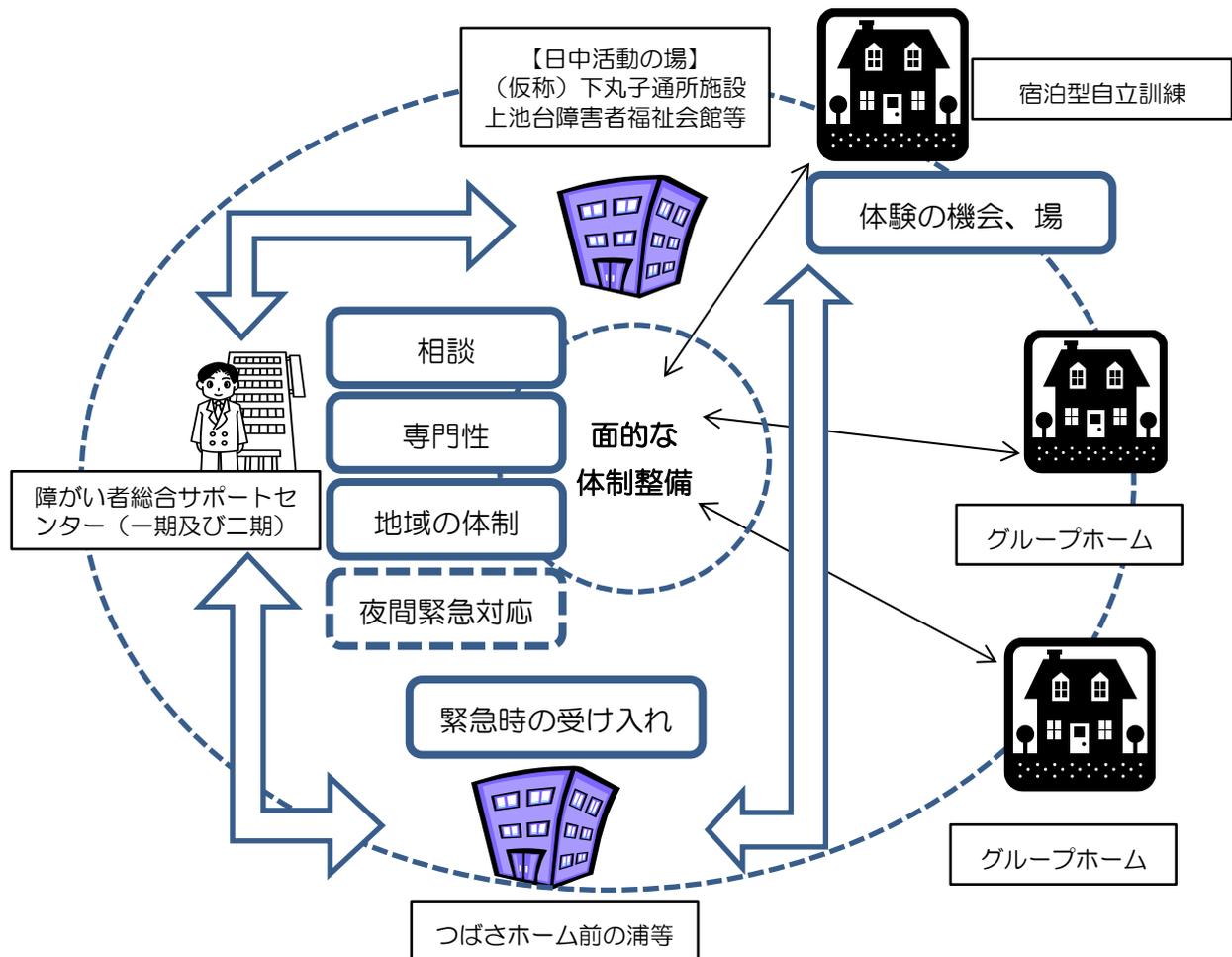
個々の機関の有機的な連携を確保するための方策について、引き続き検討を行う必要がある。また、区内の既存施設の機能拡充、(仮称)下丸子通所施設の整備等に向けた検討を行っていく必要がある。

【今後の取組み】

引き続き障がい者総合サポートセンターを中心とした地域生活支援拠点の「面的な体制」を整備していく。区内の既存施設の支援機能を拡充するとともに、個々の機関の有機的な連携の確保による総合的な支援体制を構築していく。

また、障がい者総合サポートセンターの二期工事等による機能拡充を図り、「多機能拠点型」の地域生活支援拠点の整備を目指していく。

【地域生活支援拠点等の整備のイメージ図】



2 障害福祉サービス等の総括表（実績と見込量一覧）

区分	サービスの種類		単位	26実績	27見込	27実績見込	28見込	29見込
1 訪問系 サービス	(1)居宅介護		時間/月	11,533	11,926	11,981	12,284	12,652
			人/月	544	554	560	574	594
	(2)重度訪問介護		時間/月	14,940	15,527	14,024	16,304	17,119
			人/月	40	40	38	42	44
	(3)同行援護		時間/月	4,967	5,250	4,956	5,513	5,788
			人/月	154	158	157	168	178
	(4)行動援護		時間/月	130	135	124	168	201
			人/月	4	4	4	5	6
	(5)重度障害者等包括支援		単位/月	0	85,085	0	85,085	85,085
			人/月	0	1	0	1	1
2 日中活動系 サービス	(1)生活介護		人/月	942	966	944	981	996
	(2)自立訓練	機能訓練	人/月	53	70	53	70	90
		生活訓練	人/月	33	44	35	44	44
		宿泊型自立訓練	人/月	16	18	17	18	23
	(3)就労移行支援		人/月	100	110	133	138	172
	(4)就労継続支援	A型	人/月	25	23	31	23	23
		B型	人/月	882	954	954	988	1,058
	(5)療養介護		人/月	55	56	56	56	56
	(6)短期入所		日/月	1,209	1,250	1,340	1,400	1,550
			人/月	192	134	200	149	161
3 居住系 サービス	(1)共同生活援助(グループホーム)		人/月	305	281	355	311	341
	(2)施設入所支援		人/月	502	506	500	506	506
4 相談支援	(1)計画相談支援		人/月	197	375	335	400	400
	(2)地域相談支援	地域移行支援	人/月	7	4	4	8	16
		地域定着支援	人/月	4	3	8	6	10
5 児童福祉 サービス	(1)児童発達支援	児童発達支援	日/月	2,029	2,114	2,165	2,431	2,795
			人/月	276	302	297	416	540
		医療型児童発達支援	日/月	233	270	259	270	270
			人/月	24	30	27	30	30
	(2)放課後等デイサービス		日/月	2,339	4,540	4,066	5,040	5,540
			人/月	317	648	502	748	848
	(3)障害児相談支援		人/月	22	46	24	59	76

※「27 実績見込」は、平成 27 年 4 月から 8 月までの実績を基に算出しています。

3 訪問系サービス

(1) 居宅介護

居宅で入浴や排せつ、食事などの身体介護、掃除や洗濯などの家事援助、通院等介助を行う。

サービス	単位	26 実績	27 見込	27 実績見込	28 見込	29 見込
居宅介護	時間／月	11,533	11,926	11,981	12,284	12,652
	人／月	544	554	560	574	594

年度	大田区内事業所数
平成 26 年度 (平成 27 年 3 月 1 日現在)	103 か所
平成 27 年度 (平成 27 年 9 月 1 日現在)	108 か所

【現状と課題】

利用実績、区内事業所数ともに増加している。

【今後の取組み】

事業所に対する人材の確保・育成・定着の支援等、引き続き安定したサービス提供体制の確保に取り組んでいく。

(2) 重度訪問介護

肢体に重度の障がいがあり、常に介護が必要な人や、知的障がいや精神障がいにより行動に著しい困難があり、常に介護が必要な人に、居宅での入浴や排せつ、食事などの介護や外出時における移動中の介護を行う。

サービス	単位	26 実績	27 見込	27 実績見込	28 見込	29 見込
重度訪問介護	時間／月	14,940	15,527	14,024	16,304	17,119
	人／月	40	40	38	42	44

年度	大田区内事業所数
平成 26 年度 (平成 27 年 3 月 1 日現在)	90 か所
平成 27 年度 (平成 27 年 9 月 1 日現在)	96 か所

【現状と課題】

利用実績は横ばいだが、区内事業所数は増加している。

【今後の取組み】

事業所に対する人材の確保・育成・定着の支援等、引き続き安定したサービス提供体制の確保に取り組んでいく。

(3) 同行援護

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護や外出する際の援助を行う。

サービス	単位	26 実績	27 見込	27実績見込	28 見込	29 見込
同行援護	時間／月	4,967	5,250	4,956	5,513	5,788
	人／月	154	158	157	168	178

年度	大田区内事業所数
平成 26 年度 (平成 27 年 3 月 1 日現在)	36 か所
平成 27 年度 (平成 27 年 9 月 1 日現在)	36 か所

【現状と課題】

サービス量に対して事業所数が増加しておらず、需要への対応が不足している面がある。また、区外事業者を利用する方も多い。

【今後の取組み】

事業所に対する人材の確保・育成・定着の支援等、引き続き安定したサービス提供体制の確保に取り組んでいく。

(4) 行動援護

知的障がいや精神障がいにより危険を回避することが困難で常に介護が必要な人に、行動するときに必要な援護や外出時における移動中の介護を行う。

サービス	単位	26 実績	27 見込	27実績見込	28 見込	29 見込
行動援護	時間／月	130	135	124	168	201
	人／月	4	4	4	5	6

年度	大田区内事業所数
平成 26 年度 (平成 27 年 3 月 1 日現在)	7か所
平成 27 年度 (平成 27 年 9 月 1 日現在)	7か所

【現状と課題】

区内事業所数は変わっておらず、利用実績も横ばいである。

【今後の取組み】

事業所に対する人材の確保・育成・定着の支援等、引き続き安定したサービス提供体制の確保に取り組んでいく。

(5) 重度障害者等包括支援

常に介護が必要な人のなかでも、介護の必要な程度が非常に高いと認められた人に、居宅介護などの障害福祉サービスを包括的に提供する。

サービス	単位	26 実績	27 見込	27 実績見込	28 見込	29 見込
重度障害者等包括支援	単位／月	0	85,085	0	85,085	85,085

※ 支給量を単位数で決定しています。

年度	大田区内事業所数
平成 26 年度 (平成 27 年 3 月 1 日現在)	0か所(都内7か所)
平成 27 年度 (平成 27 年 9 月 1 日現在)	0か所(都内7か所)

【現状と課題】

対象となる障がい者が最重度であるため、居宅外でのサービスを組み合わせての利用にまで至らず、何年にもわたり利用実績がない状況である。

【今後の取組み】

今後も利用者の急激な増加は見込まれないが、引き続きサービス対象者の把握に努めるとともに、希望があった場合に対応できる体制整備を進めていく。

4 日中活動系サービス

(1) 生活介護

常に介護が必要な人に、主として昼間において、施設で入浴や排せつ、食事などの介護を行うほか、創作活動などの機会を提供する。

サービス	単位	26実績	27見込	27実績見込	28見込	29見込
生活介護	人/月	942	966	944	981	996

年度	大田区内事業所数
平成26年度 (平成27年3月1日現在)	12か所
平成27年度 (平成27年9月1日現在)	12か所

【現状と課題】

区内事業所数は変わっておらず、利用実績も横ばいである。

【今後の取組み】

引き続き安定したサービス提供体制の確保に取り組むとともに、需要の把握に努め、区内特別支援学校の卒業生のうち希望者については、在宅者を出さない方針で施設整備に適切に反映していく。また、平成29年度から、上池台障害者福祉会館における生活介護の対象を拡大し、身体障がいのある人に加え、知的障がいのある人にもサービスを提供していく。

(2) 自立訓練（機能訓練・生活訓練・宿泊型自立訓練）

① 自立訓練（機能訓練）

身体障がい者・難病患者を対象として、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間にわたり、身体機能や生活能力向上のために必要な訓練などを行う。

サービス	単位	26実績	27見込	27実績見込	28見込	29見込
自立訓練(機能訓練)	人/月	53	70	53	70	90

年度	大田区内事業所数
平成26年度 (平成27年3月1日現在)	3か所
平成27年度 (平成27年9月1日現在)	3か所

【現状と課題】

利用実績は増加している。障がい者総合サポートセンターにおいては、定員に対してまだ空きがある状況であり、利用促進の取組みが必要である。

【今後の取組み】

引き続き多様な障がいに合わせて、きめ細かい支援を行っていく。また、障がい者総合サポートセンターにおいて、事業所見学会などを実施し、実際の支援現場を見てもらうことでサービス利用の契機とする。

②自立訓練（生活訓練）

知的障がい者・精神障がい者を対象として、自立した日常生活や社会生活ができるよう、一定の期間にわたり、生活能力向上のために必要な訓練などを行う。

サービス	単位	26実績	27見込	27実績見込	28見込	29見込
自立訓練(生活訓練)	人/月	33	44	35	44	44

年度	大田区内事業所数
平成26年度 (平成27年3月1日現在)	3か所
平成27年度 (平成27年9月1日現在)	2か所

【現状と課題】

利用実績は増加している。今年度から障がい者総合サポートセンターにおいては、定員に対してまだ空きがある状況であり、利用促進の取り組みが必要である。

【今後の取り組み】

引き続き多様な障がいに合わせて、きめ細かい支援を行っていく。また、障がい者総合サポートセンターにおいて、事業所見学会などを実施し、実際の支援現場を見てもらうことでサービス利用の契機とする。

③宿泊型自立訓練

知的障がい者・精神障がい者を対象として、自立した日常生活や社会生活ができるよう、居室その他の設備を利用させるとともに、家事等の日常生活能力を向上させるための支援や日常生活上の相談支援を提供する。

サービス	単位	26実績	27見込	27実績見込	28見込	29見込
宿泊型自立訓練	人/月	16	18	17	18	23

年度	大田区内事業所数
平成26年度 (平成27年3月1日現在)	1か所
平成27年度 (平成27年9月1日現在)	1か所

【現状と課題】

区内事業所数は変わっておらず、利用実績も横ばいである。

【今後の取組み】

引き続き安定したサービス提供体制の確保に取り組んでいく。

（３）就労移行支援

就労を希望する人に、一定期間にわたり、生産活動やその他の活動の機会の提供を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練などを行う。

サービス	単位	26実績	27見込	27実績見込	28見込	29見込
就労移行支援	人／月	100	110	133	138	172

年度	大田区内事業所数
平成 26 年度 (平成 27 年 3 月 1 日現在)	9か所
平成 27 年度 (平成 27 年 9 月 1 日現在)	9か所

【現状と課題】

区内事業所数は変わっていないが、利用実績は増加している。障がい者総合サポートセンターにおいては、区内の就労移行支援事業所との役割分担を意識し、事務系と作業系の中間の訓練内容を設定し、事務系のみでは難しい精神障がいの方や事務もやってみたい知的障がいの方を想定し受け入れを始めている。

【今後の取組み】

(仮称) 下丸子通所施設の開設に向けた取組みを行っていく。また、障がい者総合サポートセンターにおいては、他事業所では困難な方も受け入れられるように、支援力を向上させていく。就職できた方の定着支援は、継続年数にかかわらず必要な限り支援を行っていく。

（４）就労継続支援（A型・B型）

①就労継続支援（A型）

一般企業等での就労が困難な人に、雇用契約に基づく就労の機会の提供やその他の活動の機会の提供を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練などを行う。

サービス	単位	26実績	27見込	27実績見込	28見込	29見込
就労継続支援(A型)	人／月	25	23	31	23	23

年度	大田区内事業所数
平成 26 年度 (平成 27 年 3 月 1 日現在)	1か所
平成 27 年度 (平成 27 年 9 月 1 日現在)	3か所

【現状と課題】

利用実績、区内事業所数ともに増加している。

【今後の取組み】

引き続き利用動向や需要の把握に努め、安定したサービス提供体制の確保に取り組んでいく。

②就労継続支援（B型）

一般企業等での就労が困難な人に、就労の機会の提供やその他の活動の機会の提供を通じて、知識や能力の向上のために必要な訓練などを行う。

サービス	単位	26 実績	27 見込	27実績見込	28 見込	29 見込
就労継続支援(B型)	人/月	882	954	954	988	1,058

年度	大田区内事業所数
平成 26 年度 (平成 27 年 3 月 1 日現在)	27 か所
平成 27 年度 (平成 27 年 9 月 1 日現在)	27 か所

【現状と課題】

区内事業所数は変わっていないが、利用実績は増加している。

【今後の取組み】

引き続き安定したサービス提供体制の確保に取り組むとともに、需要の把握に努め、区内特別支援学校の卒業生のうち希望者については、在宅者を出さない方針で施設整備に適切に反映していく。また、(仮称) 下丸子通所施設の開設に向けた取組みを進めていく。

(5) 療養介護

医療の必要な障がい者で常に介護が必要な人に、主として昼間において、医療機関などで機能訓練や療養上の管理、看護及び介護を行う。

サービス	単位	26 実績	27 見込	27実績見込	28 見込	29 見込
療養介護	人/月	55	56	56	56	56

年度	大田区内事業所数
平成 26 年度 (平成 27 年 3 月 1 日現在)	0か所(都内 14 か所)
平成 27 年度 (平成 27 年 9 月 1 日現在)	0か所(都内 14 か所)

【現状と課題】

大田区内に事業所はなく、利用実績は横ばいである。

【今後の取組み】

今後も利用者の大幅な増加は見込まれないが、引き続き利用動向や需要の把握に努め、サービス提供体制の確保に取り組んでいく。

(6) 短期入所

自宅において介護を行う人が病気などの場合、短期間、施設へ入所できる。

サービス	単位	26 実績	27 見込	27 実績見込	28 見込	29 見込
短期入所(福祉型)	日/月	1,117	1,154	1,281	1,292	1,431
	人/月	173	123	183	137	148
短期入所(医療型)	日/月	92	96	59	108	119
	人/月	19	11	17	12	13
合 計	日/月	1,209	1,250	1,340	1,400	1,550
	人/月	192	134	200	149	161

年度	大田区内事業所数
平成 26 年度 (平成 27 年 3 月 1 日現在)	4か所
平成 27 年度 (平成 27 年 9 月 1 日現在)	4か所

【現状と課題】

区内事業所数は変わっていないが、利用実績は増加している、

【今後の取組み】

今後もニーズが高まると見込まれるため、事業者への働きかけなど、引き続きサービス提供体制の確保に努めていく。

5 居住系サービス

(1) 共同生活援助（グループホーム）

主として夜間の共同生活の場において、入浴、排せつ、食事などの介護、相談や日常生活の援助を行う。

サービス	単位	26 実績	27 見込	27実績見込	28 見込	29 見込
共同生活援助	人／月	305	281	355	311	341

年度	大田区内事業所数
平成 26 年度 (平成 27 年 3 月 1 日現在)	51 か所
平成 27 年度 (平成 27 年 9 月 1 日現在)	52 か所

【現状と課題】

利用実績、区内事業所数ともに増加している。今後も入所施設から地域生活への移行、親なき後や介護者の高齢化等の場合に、居住の場を確保する必要がある。

【今後の取組み】

引き続き事業者に対する整備支援を継続するとともに、支援者に対する研修や支援者間のネットワークづくりに取り組んでいく。

(2) 施設入所支援

主として夜間において、施設に入所している人に、入浴や排せつ、食事などの介護を行う。

サービス	単位	26 実績	27 見込	27実績見込	28 見込	29 見込
施設入所支援	人／月	502	506	500	506	506

年度	大田区内事業所数
平成 26 年度 (平成 27 年 3 月 1 日現在)	2か所
平成 27 年度 (平成 27 年 9 月 1 日現在)	2か所

【現状と課題】

区内事業所数は変わっておらず、利用実績も横ばいである。

【今後の取組み】

グループホーム等で対応が難しい障がいのある人にとって入所施設は必要であり、引き続きサービス提供体制の確保に取り組んでいく。また、国や都の動向を把握しながら、必要に応じてさらなる施設整備を検討していく。

6 相談支援

(1) 計画相談支援

サービスの利用にあたり、サービス等利用計画を作成し、サービス事業者との連絡調整、モニタリング等を行う。

サービス	単位	26 実績	27 見込	27 実績見込	28 見込	29 見込
計画相談支援	人/月	197	375	335	400	400

年度	大田区内事業所数
平成 26 年度 (平成 27 年 3 月 1 日現在)	23 か所
平成 27 年度 (平成 27 年 9 月 1 日現在)	26 か所

【現状と課題】

事業所数、相談支援専門員数ともに増加しているものの、需要に対して十分な数には至っていない。また、特定相談支援事業（基本相談、計画相談支援）の比重が高く、基幹相談支援等の業務を進めにくい状況がある。

社会福祉法人が指定管理している区内通所施設はほぼ計画相談支援の導入が進んでいる。一方で、NPO や企業が管理、運営する通所施設やグループホームについては計画相談支援の導入を進めていく必要がある。

大田区が実施主体で、他市区町村に在住支援を受けている対象者については、計画相談支援導入の方法について検討する必要がある。

【今後の取組み】

区において相談支援専門員初任者研修を実施するなど、相談支援の体制整備を進めていく。障がい者総合サポートセンターでは、基幹相談支援センターとして、相談支援従事者初任者研修の実施、区内相談支援事業所への研修の実施などにより、区として計画相談支援の質・量を高め、相談支援体制を強化していく。

また、サービス等利用計画の必要性について周知を図るとともに、適切な計画作成を促進していく。

(2) 地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）

①地域移行支援

施設等に入所・入院している人に、住居の確保や地域における生活に移行するための活動に関する相談などの支援を行う。

サービス	単位	26 実績	27 見込	27実績見込	28 見込	29 見込
地域移行支援	人／月	7	4	4	8	16

年度	大田区内事業所数
平成 26 年度 (平成 27 年 3 月 1 日現在)	6か所
平成 27 年度 (平成 27 年 9 月 1 日現在)	6か所

【現状と課題】

区内事業所数はあまり増加していない状況であり、利用実績も少ない状況である。

【今後の取組み】

大田区自立支援協議会地域移行部会と連携し、大田区としての地域移行、地域定着の仕組みづくりの検討を行っていく。

②地域定着支援

居宅において単身で生活している人に、常時の連絡体制の確保や緊急の事態等に相談などの支援を行う。

サービス	単位	26 実績	27 見込	27実績見込	28 見込	29 見込
地域定着支援	人／月	4	3	8	6	10

年度	大田区内事業所数
平成 26 年度 (平成 27 年 3 月 1 日現在)	5か所
平成 27 年度 (平成 27 年 9 月 1 日現在)	5か所

【現状と課題】

区内事業所数はあまり増加していない状況であり、利用実績も少ない状況である。

【今後の取組み】

大田区自立支援協議会地域移行部会と連携し、大田区としての地域移行、地域定着の仕組みづくりの検討を行っていく。

7 児童福祉サービス

(1) 児童発達支援・医療型児童発達支援

①児童発達支援

日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行う。

サービス	単位	26 実績	27 見込	27実績見込	28 見込	29 見込
児童発達支援	日/月	2,029	2,114	2,165	2,431	2,795
	人/月	276	302	297	416	540

年度	大田区内事業所数
平成 26 年度 (平成 27 年 3 月 1 日現在)	7か所
平成 27 年度 (平成 27 年 9 月 1 日現在)	8か所

【現状と課題】

子どもの状況に合った適切な支援が提供されるよう、引き続きサービスの質と量の確保が必要である。

【今後の取組み】

サービス利用の需要を把握するとともに、サービスの質と量の確保のため、ネットワーク会議や事業所訪問等をとおして、事業所へのサービス提供の支援をしていく。

②医療型児童発達支援

上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童について、児童発達支援及び治療を行う。

サービス	単位	26 実績	27 見込	27実績見込	28 見込	29 見込
医療型児童発達支援	日/月	233	270	259	270	270
	人/月	24	30	27	30	30

年度	大田区内事業所数
平成 26 年度 (平成 27 年 3 月 1 日現在)	1か所
平成 27 年度 (平成 27 年 9 月 1 日現在)	1か所

【現状と課題】

子どもの状況に合った適切な支援が提供されるよう、引き続きサービスの質と量の確保が必要である。

【今後の取組み】

サービス利用の需要を把握しつつ、サービスの質と量の確保のため、ネットワーク会議や事業所訪問等をとおして、事業所との連携強化を図っていく。

（２）放課後等デイサービス

生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などの支援を行う。

サービス	単位	26実績	27見込	27実績見込	28見込	29見込
放課後等デイサービス	日／月	2,339	4,540	4,066	5,040	5,540
	人／月	317	648	502	748	848

年度	大田区内事業所数
平成 26 年度 (平成 27 年 3 月 1 日現在)	15 か所
平成 27 年度 (平成 27 年 9 月 1 日現在)	19 か所

【現状と課題】

利用実績は大幅に増加している。子どもの状況に合った適切な支援が提供されるよう、引き続きサービスの質と量の確保が必要である。

【今後の取組み】

サービス利用の需要を把握するとともに、サービスの質と量の確保のため、ネットワーク会議や事業所訪問等をとおして、事業所へのサービス提供の支援をしていく。

（３）障害児相談支援

障害児通所支援の利用にあたって、障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行う。

サービス	単位	26実績	27見込	27実績見込	28見込	29見込
障害児相談支援	人／月	22	46	24	59	76

年度	大田区内事業所数
平成 26 年度 (平成 27 年 3 月 1 日現在)	5 か所
平成 27 年度 (平成 27 年 9 月 1 日現在)	6 か所

【現状と課題】

引き続き、子どもにとっての適切なサービス利用につなげていくための障害児相談支援の充実、促進をさせていく必要がある。

【今後の取組み】

相談支援の充実のため、民間障害児相談支援事業所等との連携を図り、より適切な障害児支援利用計画の作成等を促進させていく。

第3章 地域生活支援事業の実施状況

1 地域生活支援事業の総括表（実績と見込量一覧）

		単位	26実績	27見込	27実績見込	28見込	29見込	
1 必須事業	(1)理解促進研修・啓発事業		—	実施	実施	実施	実施	実施
	(2)自発的活動支援事業		—	実施	実施	実施	実施	実施
	(3) 相談支援事業	障害者相談支援事業	箇所数	14	15	15	15	15
			件／月	4,483	6,662	5,687	6,945	7,243
		基幹相談支援センター	—	—	有	有	有	有
		基幹相談支援センター機能強化事業	—	—	実施	実施	実施	実施
	(4)成年後見制度利用支援事業		—	実施	実施	実施	実施	実施
	(5)成年後見制度法人後見支援事業		—	実施	実施	実施	実施	実施
	(6) 意思疎通支援事業	手話通訳者派遣事業	件／月	231	186	211	206	226
			人／月	231	186	211	206	226
		要約筆記者派遣事業	件／月	6	8	7	8	8
			人／月	8	10	9	10	10
	(7)日常生活用具給付等事業		件／年	11,490	13,655	10,867	14,175	14,695
	(8)手話奉仕員養成研修事業		人／年	43	40	49	40	40
(9)移動支援事業		時間／年	9,383	12,386	10,379	13,336	14,286	
		人／月	545	639	583	689	739	
(10)地域活動支援センター機能強化事業		箇所数	13	11	11	11	11	
		人／月	379	291	352	291	291	
2 その他事業	(1)訪問入浴サービス事業		回／年	2,125	2,127	2,050	2,190	2,234
			人／年	69	64	66	68	72
	(2) 更生訓練費等給付事業	更生訓練費給付事業	人／年	1	1	0	1	1
		施設入所者就職支度金給付事業	人／年	1	1	0	1	1
	(3) 社会参加促進事業	自動車改造費助成事業	件／年	6	9	5	9	9
		自動車運転免許取得費助成事業	件／年	5	8	10	8	8
	(4)日中一時支援事業		回／年	897	880	1,106	895	910
			人／年	58	67	41	68	69
(5)生活サポート事業		時間／年	445	570	336	570	570	
		人／年	854	879	828	879	879	

※「27 実績見込」は、平成 27 年 4 月から 8 月までの実績を基に算出しています。

2 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

地域住民に対して障がいのある人に対する理解を深めるための研修・啓発事業(教室開催、事業所訪問、イベント開催、広報活動等)を行う。

サービス	単位	26 実績	27 見込	27実績見込	28 見込	29 見込
理解促進研修・啓発事業	—	実施	実施	実施	実施	実施

【現状と課題】

障がい者総合サポートセンターにおいて、障がい関連情報コーナーを設置し、障がいに関わる書籍や関係資料を展示している。さらなる賑わいを図るための工夫が課題である。

現在、しょうがい者の日のつどいは大田区総合体育館で開催しているが、ハード面で危険であるとの声が区民から寄せられる。また、しょうがい者の日のつどいでは、障がいのある人と比べて障がいのない人の来場が少ないといったことが課題である。

【今後の取組み】

障がい者総合サポートセンターにおいて、11月から12月にかけて、聴覚障がい者の理解啓発講座を開催する予定。

開催場所やプログラム内容、つどいの今後のあり方を検討し、しょうがい者の日のつどい開催の目的である「障がいのある人も、ない人も共に集い交流することにより、障がい者福祉について理解と認識を深める」を達せられるよう取組みを行っていく。

(2) 自発的活動支援事業

障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う事業(ピアサポート、災害対策、孤立防止活動支援、社会活動支援、ボランティア活動支援等)に対する支援を行う。

サービス	単位	26 実績	27 見込	27実績見込	28 見込	29 見込
自発的活動支援事業	—	実施	実施	実施	実施	実施

【現状と課題】

これまでは、大田区障害児者自立支援の会に運営を委託し、ピアカウンセリングによる相談や情報提供などの支援を行ってきましたが、障がい者総合サポートセンターの開設に伴い、事業を移管している。

【今後の取組み】

ピアカウンセリングを知るきっかけとして、障がい別相談会を障がい者総合サポートセンターにて実施する予定。

(3) 相談支援事業

障がいのある人やその保護者等からの様々な相談や申出を受け、必要に応じて自宅を訪問して一人ひとりに合った適切なサービスの組合せと提供を行い、地域での暮らしを支えていく。

サービス	単位	26 実績	27 見込	27実績見込	28 見込	29 見込
障害者相談支援事業	箇所数	14	15	15	15	15
	件／月	4,483	6,662	5,687	6,945	7,243
基幹相談支援センター	—	—	有	有	有	有
基幹相談支援センター機能強化事業	—	—	実施	実施	実施	実施

【現状と課題】

障がい者総合サポートセンター、4か所の地域福祉課、4か所の地域健康課、地域活動支援センター（Ⅰ型2か所、Ⅱ型3か所、Ⅲ型1か所）で事業を実施している。

障がい者総合サポートセンターは、関係機関・行政機関からの相談件数および臨床心理士による相談件数が多く、基幹相談支援センターとして機能しつつある。人材育成事業については、大田区障がい福祉従事者人材育成事業基本方針を策定し個別研修を実施している。

全障がいに共通して相談件数が増加傾向にあるとともに、高齢化・重度化に伴い相談内容も複雑化・多様化している。職員の相談支援技術の向上や地域間連携の推進など、支援・調整能力の充実を図る必要がある。

地域健康課においては、引き続き精神的な問題を抱える区民や家族の相談を受け、早期治療を促進する必要がある。

【今後の取組み】

障がい者総合サポートセンターについて、専門相談の周知、個別研修の継続的な実施及び大田区自立支援協議会から次年度以降の研修について意見をもらい、計画に反映していく。

行政、相談支援事業所、基幹型相談支援センター等関係機関の連携を強化し、情報共有を行うことで、複雑かつ高度な相談案件に対しても解決につなげられるよう対処する。必要に応じ、障がい分野だけでなく他分野との連携も視野に入れていく。

また、積極的な研修への参加などにより職員の育成に取り組んでいく。

（４）成年後見制度利用支援事業

障害福祉サービス利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい・精神障がいのある人に対して、権利擁護を図るために、成年後見制度の活用を支援する。

サービス	単位	26 実績	27 見込	27実績見込	28 見込	29 見込
成年後見制度利用支援事業	—	実施	実施	実施	実施	実施

【現状と課題】

区長申し立てや後見報酬助成を実施するとともに、窓口・区報等で成年後見制度の周知を行っている。また、大田区社会福祉協議会と連携して事業を実施している。

【今後の取組み】

引き続き、成年後見制度について窓口・区報等でのより一層の周知を図り、事業を実施する。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できるよう後見人の確保に努める。

サービス	単位	26 実績	27 見込	27 実績見込	28 見込	29 見込
成年後見制度法人後見支援事業	—	実施	実施	実施	実施	実施

【現状と課題】

大田区社会福祉協議会で法人後見を実施している。

【今後の取組み】

引き続き大田区社会福祉協議会で事業を実施する。

(6) 意思疎通支援事業

①手話通訳者等派遣事業

手話通訳者がいない官公庁・医療機関等で聴覚障がい者が手話通訳を必要とするときに、手話通訳者・奉仕員を派遣する。

※ 派遣は原則として月4回以内。東京手話通訳等派遣センターからの派遣に回数制限はなし。

②要約筆記者派遣事業

聴覚障がい者が要約筆記を必要とするときに、要約筆記者を派遣する。

サービス	単位	26 実績	27 見込	27 実績見込	28 見込	29 見込
手話通訳者等派遣事業	件/月	231	186	211	206	226
	人/月	231	186	211	206	226
要約筆記者派遣事業	件/月	6	8	7	8	8
	人/月	8	10	9	10	10

※ 「手話通訳者等派遣事業」には、「東京手話通訳等派遣センター」への委託分も含まれています。

【現状と課題】

平成27年度から、手話通訳派遣受付窓口を障がい者総合サポートセンターに一本化し、その業務を東京手話通訳等派遣センターに委託した。その結果、障がい者総合サポートセンター窓口の本業務を担当する手話通訳ができる職員が常駐することになり、聴覚障がい者が来所して手話通訳者に電話通訳や軽微な相談などの窓口対応が増加している

今後、生活上の問題を複数抱えている聴覚障がい者への対応について、相談支援部門と連携を図って対応していくほか、手話通訳者の技術の向上への取組みを行っていく必要がある。

【今後の取組み】

手話通訳者研修会（年6回開講）、聴覚障がい者団体との運営懇談会（年3～4回開催）を実施する。

(7) 日常生活用具給付等事業

在宅の重度障がい者（児）の日常生活を容易にするため、障がいに応じた用具を給付するサービス。給付については、所得による制限がある。

サービス	単位	26実績	27見込	27実績見込	28見込	29見込
介護・訓練支援用具	件／年	37	76	84	81	86
自立生活支援用具	件／年	109	115	62	120	125
在宅療養等支援用具	件／年	115	212	127	217	222
情報・意思疎通支援用具	件／年	96	153	120	158	163
排泄管理支援用具	件／年	11,114	13,098	10,474	13,598	14,098
居宅生活動作補助用具	件／年	0	1	0	1	1
その他	件／年	19	0	0	0	0
合計	件／年	11,490	13,655	10,867	14,175	14,695

【現状と課題】

I T等の技術革新や障がい当事者からの働きかけによって、従前の日常生活用具の区分に属さない新たな用具が次々出てきている。

利用者のニーズや新しい用具の開発等に的確に対応するため、状況に応じて種目、基準額等を見直す必要がある。

【今後の取組み】

関連各課（地域福祉課と障害福祉課）との間で定期的な検討会の開催など、事業内容や新たなニーズ、現状（他自治体での支給実態や対象種目等）についての共通認識を図り、状況に応じて新しい用具に対応した種目の追加、給付実績のない種目の削除、適正な基準額への見直し等を行っていく。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員や手話通訳に必要な手話語彙、手話表現技術等を習得した手話通訳者を養成する。

サービス	単位	26実績	27見込	27実績見込	28見込	29見込
手話奉仕員養成研修事業	人／年	43	40	49	40	40
(参考)登録手話通訳者数	人／年	1	2	2	2	2

※「手話奉仕員養成研修事業」の見込量は、手話講習会（上級）修了者数の見込みです。

【現状と課題】

平成26年度末に手話講習会上級修了者が43名、通訳養成課程修了者が18名いたが、手話通訳者登録選考合格者は1名だけであった。

【今後の取組み】

引き続き講習会を実施し、手話通訳者養成に努める。また、手話通訳者をより多く養成する工夫の一つとして、通訳養成課程のスケジュールの見直しについて、大田区社会福祉協議

会と検討を図る。

（９）移動支援事業

社会生活上不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出について支援するサービス。ただし、介護保険の外出介護サービス又は障害者総合支援法による他の外出介護サービスが利用できる人は、その制度が優先される。

なお、支援を受けられる時間数（支給量）は、障がいの種類及び程度、介護者の状況等の聴き取り調査の上で決まる。

サービス	単位	26 実績	27 見込	27実績見込	28 見込	29 見込
移動支援事業	時間／月	9,383	12,386	10,379	13,336	14,286
	人／月	545	639	583	689	739

【現状と課題】

利用時間数、利用者数ともに増加傾向にあり、サービスを提供する事業者も増加しているが、支援者（ヘルパー）が不足しているという声も聞かれる。また、区民・事業者の制度理解の促進等が課題となっている。

【今後の取組み】

現在、4地域福祉課及び障害福祉課で移動支援検討会を行っており、今後は、区民・事業者向けのガイドラインの作成等を検討していく。

（１０）地域活動支援センター機能強化事業

障がいのある人に創作的活動、生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進等、多様な活動の場となるもの（基礎的事業）。

基礎的事業に加え、事業の機能を強化するため、次のⅠ～Ⅲ型が設定されている。

Ⅰ型：医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための事業や相談支援事業を併せて実施するもの。

Ⅱ型：機能訓練や社会適応訓練のサービスを実施するもの。

Ⅲ型：機能訓練や社会適応訓練のサービスを実施するもの。自立支援給付に基づく事業所に併設することもできる。

サービス	単位	26 実績	27 見込	27実績見込	28 見込	29 見込
地域活動センター機能強化事業	箇所数	13	11	11	11	11
	人／月	379	291	352	291	291

【現状と課題】

平成27年度に2施設が就労継続支援B型及び放課後デイサービスに移行したため、施設数が11施設となった。

【今後の取組み】

事業者に対して補助金交付による支援を継続実施し、施設サービスの充実、施設運営の安定化を図る。

3 その他事業

(1) 訪問入浴サービス事業

家庭において入浴することが困難な在宅の重度障がい者（児）等の自宅へ巡回入浴車を派遣し、対象者宅に特殊浴槽を持ち込んで室内で入浴のサービスを行う。

サービス	単位	26 実績	27 見込	27 実績見込	28 見込	29 見込
訪問入浴サービス事業	回／年	2,125	2,127	2,050	2,190	2,234
	人／年	69	64	66	68	72

【現状と課題】

利用者登録があるが、実際の利用が無い人がある。また、訪問入浴業者へ利用者評価が反映されにくくなっている。

【今後の取組み】

利用実績の無い登録者については、必要性や今後の見込みを勘案し、他制度への案内・誘導や登録資格の変更・廃止などの働きかけを行う。

また、業者については、苦情や問題が発生した際の適切な指示・指導方法や、利用者が複数の業者から選択できるなどサービス提供のあり方について検討していく。

(2) 更生訓練費等給付事業

① 更生訓練費給付事業

訓練用具の購入費等、訓練に必要な費用を支給する。

② 施設入所者就職支度金給付事業

訓練を終了し、就職等により自立する人に就職支度金を支給する。

サービス	単位	26 実績	27 見込	27 実績見込	28 見込	29 見込
更生訓練費給付事業	人／年	1	1	0	1	1
施設入所者就職支度金給付事業	人／年	1	1	0	1	1

【現状と課題】

支給要件が限られており（身体障がい者限定、生活保護受給者等）、また、支給対象（文房具、参考書、訓練用具等）も限定的なことから対象者があまりいない状況である。

【今後の取組み】

制度について周知を図り、事業所とともに、対象者への手続きを促していく。

(3) 社会参加促進事業

① 自動車改造費助成事業

身体障がいのある人が自動車を取得する際、その自動車に必要な改造のための費用を助成する。

②自動車運転免許取得費助成事業

自動車運転免許（第一種普通自動車免許）を取得する身体障がいのある人に、教習費用の一部を補助する。

サービス	単位	26 実績	27 見込	27実績見込	28 見込	29 見込
自動車改造費助成事業	件／年	6	9	5	9	9
自動車運転免許取得費助成事業	件／年	5	8	10	8	8

【現状と課題】

対象者となりうる障がいの数に対し助成実績数が少なく、手当や医療費助成などに比べて区民からの認知度が低い状況である。

【今後の取組み】

制度の十分な周知に努め、「障がい者福祉のあらし」など一般的な周知方法のみでなく、地区担当員の面接相談や個別のケースワークの中でも障がい者が社会参加するための手段の一つとして積極的に利用を勧奨していく。

（４）日中一時支援事業

保護者や家族等介護者の就労支援及び一時的な休息のため、障がいのある人の日中における活動の場を提供する。

サービス	単位	26 実績	27 見込	27実績見込	28 見込	29 見込
日中一時支援事業	回／年	897	880	1,106	895	910
	人／年	58	67	41	68	69

【現状と課題】

現在、区内 1 か所の事業所でサービスを提供しており、利用回数は大幅に増加している。利用したい期間（学校の夏休み等）が重なってしまい、予約が取りづらいとの声がある。

【今後の取組み】

不便を感じている人に対しては、この事業に代わるサービスの紹介や提供に努めていく。

（５）生活サポート事業

障害福祉サービスを利用していない人で、日常生活に関する支援を行わなければ本人の生活に支障をきたすおそれのある人に対し、ホームヘルパー等を居宅に派遣し、必要な支援（生活支援・家事援助）を提供する。

サービス	単位	26 実績	27 見込	27実績見込	28 見込	29 見込
生活サポート事業	時間／年	445	570	336	570	570
	人／年	854	879	828	879	879

【現状と課題】

平成 26 年 4 月に新たに 1 施設増え、6 施設で事業を実施している。

【今後の取組み】

事業者に対して補助金交付による支援を継続実施し、サービス提供体制の充実、事業運営の安定化を図っていく。

第4章 計画の実施状況に対する意見

【事業1 障がい者総合サポートセンターの運営・充実】

意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 居住支援部門において、区内のグループホームのネットワークをつくっていくことを検討してほしい。グループホームは世話人の住込み型が多く、何らかの権利侵害が起こる可能性も高い。特に小さいNPO法人も多くなってきているので、コンプライアンスなどが行きわたるよう、研修などをしてほしい。 ○ 基幹ということで、大田区では4地域で取り組んでいるものを集約するシンクタンクのようなものが期待されている。各地域の現状や課題、生の声を受け止めていただく。本当の声がどこにあるのかということを考えており、その根拠の一つというのが、こういう場所で集まってくるものを分析し、基幹相談支援センターとして、方向性を出していく、現状をあぶりだしていくという大事な場所になっていく。 ○ 今後の取組みのところ、「各障がい者団体等で構成する運営協議会を開催」について、誰がやるのか、どのようなことをやるのか、こここそ当事者の公募ではないのかと考えるが、ここも丁寧に、ただ集まって聞いたでしよっていう会議には絶対にしていただきたくない。 ○ 事業の周知であるとか、やっているということを経営で共有して、自立支援協議会やネットワーク会議なども活用して、せっかくあるものが使われないということがないようにしていただきたい。 ○ 運営協議会に多様な立場の方を入れていく必要がある。 ○ 生産活動支援事業の充実は、就労支援部門でとらえてほしい。 ○ サポートセンター増築工事内容の進捗状況報告が必要。
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ グループホームの世話人向けの研修を企画してまいります。 ○ 基幹相談支援センターとして区内の相談支援体制の整備等に引き続き取り組んでまいります。 ○ 生産活動支援事業の充実、サポートセンターが地域と障がい者施設との繋がり役割を担うため、地域交流支援部門にて担当します。 ○ サポートセンター増築工事部分は、区立施設として初めての取組みとなる、医療と福祉の連携により重度の障がいのある方にも対応し、緊急一時保護もできる機能や、学齢期の発達障がい児支援のための中核的な機能を持つ施設を設置を計画しています。平成27、28年度にて設計作業を実施します。

(所管：障害福祉課、障がい者総合サポートセンター)

【事業2 自立支援協議会の活性化】

意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都や他区の協議会との連携を進めるべきだが、自治体ごとに取り組み方やレベルが様々であり、主に相談支援の面での連携協力が中心となるのではないかと。
----	---

	<ul style="list-style-type: none"> ○ 子育て、保育、療育、教育と連携先は多岐にわたることから それぞれの取組みの実際を知り検討する方法を充実させる必要を痛感している。今後の部会のあり方を再検討するべき。 ○ 「特別支援教育」に注目した時、都との連携は必須事項である。都立特別支援学校の再編が進む中、そこに注目した整理と、地域のエリアネットワークのあり様に注目した課題抽出が必要。 ○ 東京都自立支援協議会への提案とやり取りを活発にすべき。
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ ご意見を踏まえ、今後の部会のあり方、都との連携等について検討を進めてまいります。 ○ 相談支援部門におきまして、引き続き基幹相談支援センターの取組みやあり方を検討してまいります。

(所管：障害福祉課、障がい者総合サポートセンター)

【事業3 ピアカウンセリングの実施支援】

意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 精神の相談件数もかなり上がっている。今公的な場では、保健所の保健師が相談窓口ということになっているが、忙しくてなかなか時間が取れず、思いを聞いてもらえないという不満も出てきている。どの障がいもそうだと思うが、相談支援体制の充実をお願いしたい。 ○ 障がい者の気持ちに寄り添う支援で非常に有意義といえるが、相談実績がなかなか上がってこない現状から、周知方法の検討が必要ではないか。 ○ こどもに障がいがある時、子育て支援の場面においてピアカウンセリングは重要。地域の団体や保護者会、療育機関などに任意で任されていた所に注目し、必要な時点から寄り添い、相談や情報提供が当初支援の中心となる家族も支える役割を意識した取組みの工夫が必要。「支援者支援」という視点。
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ ご意見を踏まえ、周知方法等の検討を進めてまいります。 ○ ご意見を踏まえ、当事者、家族の想いに寄り添うピアカウンセリング事業について引き続き取組みを進めてまいります。

(所管：障害福祉課、障がい者総合サポートセンター)

【事業4 ケアマネジメント能力の向上】

意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 相談支援専門員初任者研修について、今後も実施していく必要性がある。
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ ご意見を踏まえ、引き続き取組みを進めてまいります。

(所管：障害福祉課、障がい者総合サポートセンター)

【事業5 身体障害者・知的障害者相談員の活動推進事業】

意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 身体と知的は相談員制度がきちんとあるが、精神にはないため、家族会で家族による家族のための相談ということをやっている。しかし、制度に則って
----	--

	<p>いないため、なかなかお金がでない。場所の確保も難しく、大田区だけでは難しいと思うが、精神の相談ということで、家族相談のことも頭に入れていただきたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 委嘱されても具体的に何をどうすればよいのかわからない相談員が多く存在している。 ○ 各相談員研修を地域福祉課の職員も交え実施したのは、お互いの立場や役割について理解を深めることになりよかった。 ○ 今後は民生委員との連携も必要になる。
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 身体・知的相談員研修において、相談員にとっての相談の在り方など研修を行ってまいりました。ご意見を踏まえ、引き続き研修等の充実を図ってまいります。

(所管：障害福祉課、障がい者総合サポートセンター)

【事業6 合理的配慮の推進】

意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 全庁体制で取り組むと記載していますが、各部ごとにおける取組事項内容が不明。各部職員に差別、偏見、虐待やバリアを取り除く合理的配慮についてなど、共通認識をどのように図るのか。各部事業ごとに事例設問を作成し、回答してもらったのも一案と考える（民間事業者に対しても必要）。また、目に見える環境や虐待・差別行為のバリアは適切に対処し、措置することは可能だが、障がいのあるなしにかかわらず、誰でもがもつ本人も気づかない心の裡に潜在している偏見や差別意識の事例を認識させることも重要。 ○ 区としてこどもに関わる「差別の解消」に関しては特に重点的に取り組み、地域の子育て場面で合理的配慮が推進されるべく取り組む必要がある。「障がい」により分断されない地域を目指す重要なポイントである。 ○ 現状把握という部分について不満。本当に当事者の声を聞いているのかが分からない。大田区では各団体や自立支援協議会に投げかけられ、その反応がどうだったのかというのはあると思うが、今後ぜひ、こういう取組みをやっているということを広くお伝えできるようなチャンスを、タウンミーティングのようなかたちでもやれないか。制度が変わる、法律が変わるといふ、サービス利用のことだけでも情報が届かないということがある。こんな大きなことなので、思い切って出していただいて、ある意味討議をしていただいて、それで一歩でも進む、一緒に考えていきましょうというのをアピールしていただくのがいい。 ○ 各事業の要綱等の文章の中に差別的な用語が入っていないのかというのが引っかかっている。差別解消法は世の中の見方、考え方を変えるという大きなきっかけになると思うので、各部署で大丈夫かというのをやっていかないといけない。
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 推進本部を中心に、引き続き全庁体制で取り組んでまいります。 ○ 今後は職員対応要領について、各職員・各所属に対し周知・徹底を図ってま

	<p>いります。また、職員研修やガイドライン等の作成により、法の趣旨、区職員に求められる役割、各障がいの特性等について学び、適切に対応できるようにしてまいります。</p>
--	---

(所管：障害福祉課)

【事業7 障がい者差別解消のための啓発活動の推進】

意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ ユニバーサルデザイン実践講座について、今後精神を入れていくということは検討できないか。また、5年間で18地区やるということになっているが、現状参加者が少なく、5年で終わってしまうのはもったいないので、ぜひ継続してやっていくことを検討してほしい。 ○ 一般の区民の方に知っていただきたいと思い、講演会も行うが、実際に集まってくるのは当事者と家族ばかり。もっと理解を深めてもらうには、区が独自でやっていただければ、協力ができると思う。 ○ 各団体で取り組んでいることを広めていくということが必要。 ○ 区立の小中学校が年に一回は、障がい者総合サポートセンターに社会科見学みたいな感じで来るような仕組みをつくるといった工夫で啓発ができないのか。 ○ 大田区は、社会福祉協議会が何をやっているのか見えない部分がある。福祉教育については、社会福祉協議会がきちりやれば、かなり広がっていくところもある。 ○ 障がい者差別解消に関して法律の考え方を原則とし、全ての関わる部局が連携して根本的に見直すべき。特に小中学校の福祉教育の推進に関しては教育委員会との連携は言うまでもなく、その発達段階に応じた指導計画作りに本腰を入れて取り組むべき。
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係部局、関係機関等と連携を図り、引き続き取組みを進めてまいります。

(所管：障害福祉課、福祉管理課)

【事業8 障がい者虐待の防止】

意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 虐待通報にも、養護者、福祉施設従事者、使用者によるものと3種類あるが、養護者については、40%近く認定されるらしいが、福祉施設従事者だと9~14%しか認められない。認定率としては低いが、表に出てくるものは本当に悲惨な状況のものもあり、今後は虐待防止センターの力量というものが本当に求められてくるのではないか。通報された人が逆に訴訟を起こされるということで、通報をやめる人が出てくる可能性もゼロではない。国の法律の問題もあるが、職員の皆様に頑張ってください。 ○ グループホームは、運営母体によって中身がかなり変わってくる。安定した支援ができていないところもあり、虐待もグループホームが一番多いのではないか。
----	--

	○ 障がい者虐待の実態について、現状の把握とその後の対応を検証すべき。
方向性	○ ご意見を踏まえ、引き続き取組みを進めてまいります。 ○ 障害福祉従事者への研修を2回実施してまいりました。今後はグループホーム職員向けの研修の実施も検討してまいります。

(所管：障害福祉課、障がい者総合サポートセンター)

【事業 15 施設(日中活動事業)の整備・充実】

意見	○ 29年度までの短期では対処できない。5年、10年の期間をかけ、計画的な措置が必要。 ○ 都外施設・病院等からの地域移行者の必要通所者数も見込んだ整備計画になっているか(地域活動支援センターI型が利用者過多で整備不足が露呈しており、計画相談の導入でマンパワー不足がひどくなっている。) ○ 特別支援学校からの卒業生以外の他障がいや難病の方への日中活動支援が検討されているように見えない(宿泊・通所・訪問型それぞれの生活訓練施設や精神障がい者を対象にした生活介護施設など)。
方向性	○ 区では、区内特別支援学校の卒業生のうち希望者については、在宅者を出さない方針で施設整備を進めています。引き続き必要なサービスが提供されるよう、適切に施設整備計画に反映してまいります。

(所管：障害福祉課)

【事業 20 福祉サービス事業者への介護技術支援・介護人材育成・介護定着支援】

意見	○ 介護保険のケアマネジャーの障害福祉サービスについての理解が足りない面がある。 ○ 介護保険事業所としては、時に難しい対応を要求される(と類推される)障がいを持つ方との間でダイレクトにやり取りをしなければならないと思うと、どうしても参入に二の足を踏むところがある。 ○ 介護保険ならば、必ずケアマネジャーが間に入り調整機能を果たしてくれるので、障害福祉サービス分野において計画相談支援事業者の果たす役割は大きい。 ○ 事業所の障害福祉サービスの参入支援も必要だが、居宅介護事業所の人材確保の困難があり、就職イベントの民間との共同開催や従事者の待遇改善に向けた取組みなどの後押しが必要。
方向性	○ ご意見を踏まえ、引き続き取組みを進めてまいります。

(所管：障害福祉課、障がい者総合サポートセンター)

【事業 26 地域生活支援拠点等の整備】

意見	○ 日中活動支援も重要だが、生活する場というのが、親が高齢化して、本人だけになると難しいところでもある。大きなところだとつばさホーム前の浦等
----	--

	<p>とあるが、ここに区内の入所施設である、いずみえんやアミークス東糶谷を巻き込んでいくことができないのか。やはり、区立施設だけでなく、民間の施設も巻き込んでいかないと厳しいのではないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ グループホームにショートステイ機能を追加するというを民間に推進していただきたい。 ○ 例えば、高齢の母親と障がいのある子が暮らしていた場合、地域定着支援を活用することもありだと思う。地域移行支援を使った人だけでなく、そういう場合も使えるということになっている。実際に出動することは多くないと思うが、それがあつて安心して暮らせるのではないか。事業者に向けてぜひ働きかけもしていただきたい。 ○ 重症心身障がい者の中では、医療的ケアという問題が大きく取り沙汰されている。医療的ケアというのがあると、現状グループホームで暮らしていくのは無理。生まれた時から医療的ケアが必要な方もいるが、年齢を重ねて医療的ケアが必要になってくる方もいる。当然親御さんも高齢になり、面倒が看ることができなくなった場合の現状というのが、重心施設の空きを待ちながら、3か月ごとの短期入所を繰り返し、4年も5年も待ったところでやっと入るといふのが続いていて、それは改善もされていないし、方向性も見えていない。ずっとこれが続くという不安もあるが、しょうがないと思っている親御さんもいる。サポートセンターの二期工事で、多機能型の地域生活支援拠点の整備を目指すとあるが、今大田区内に短期入所ができる施設がないので、ぜひ目指すというだけでなく、そつちの方向でお願いできないかと切に願っている。親御さんも高齢になると、都下の施設に連れていくだけでも大変だという声が出てくる。そこも忘れずにお願いをしたい。 ○ 地域的に閉じたイメージとなつており、その中に地域外の入所・入院からの地域移行が読み取れないという大きな問題点がある。 ○ グループホームでの生活のイメージはあつても、地域でアパート・マンション等での単身生活や支援を受けながらの家族との生活などが全く想定されていないという大きな問題点がある。
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 大田区は、厚生労働省の「地域生活支援拠点等整備推進モデル事業」に選定されており、引き続き障がい者総合サポートセンターを中心とした地域生活支援拠点の面的整備を図つてまいります。 ○ 居住支援として、グループホームのネットワーク化、入所施設・宿泊型自立訓練施設との連携を検討してまいります。 ○ サポートセンターの二期工事では、医療と福祉の連携により重度の障がいのある方にも対応し、緊急一時保護もできる機能や、学齢期の発達障がい児支援のための中核的な機能を持つ施設の設置を計画しています。

(所管：障害福祉課)

【事業 27 地域移行支援コーディネート体制の整備】

意見	○ 地域移行支援コーディネート体制は、精神障がいだけでなく、知的・身体障がい等にも当然必要（入所先への訪問相談・対処後の住居探しなどについて、きめ細やかな支援、退所に結びつくような継続的な相談体制が知的・身体障がい等についても必要）だが、整備の方向が示されていない。また、精神障がいについても、経験と専門性が必要とされることもあり、人口比2名では充足していない。
方向性	○ 平成 27 年度から、コーディネーターを1名から2名に増員しました。支援の状況を確認しながら、引き続き取組みを進めてまいります。

（所管：障害福祉課）

【事業 30 多様な障がいに応じた就労促進支援事業の推進】

意見	○ 模擬的職業訓練ではない多様な評価を実現してほしい。
方向性	○ 職業評価には、職業適性検査、模擬的職業体験だけでなく、実際の労働場面での評価も重要だと考えます。 ○ 企業のみならず区役所内でも引き続き実習の場を確保し職業評価を進めていきます。

（所管：障害福祉課、障がい者総合サポートセンター）

【事業 31 精神障がい者への支援の充実】

意見	○ 保健師に支援の充実のほぼ全てを担わせようとしているように見える。保健師は、精神障がい者の支援以外にも多数の業務を抱えており、複雑で変化が早い昨今の福祉施策にリアルタイムに対応することが難しくなっている上に、担当地区の精神障がい者の方全体に丁寧な支援を行うのは、マンパワー的な不足が常態化している。また、精神科医療を利用している、地域では生活保護の支援のみを受けている精神障がい者の方が多数存在しているが、大多数の生活保護のケースワーカーも障がい福祉の制度や施策に対応することができていないので、そうした方々必要な支援を受けることが出来ない現状がある。また、生活福祉課へのメンタルケア支援員の導入もあまりうまく機能しなかった面もある。そうした状態を根本的に改善するためには、精神障がいを主たる対象とした補助相談支援事業所の新規整備及び強化と行政を含めた医療・保健・福祉・生活保護担当者の一層のネットワーク化が不可欠である。このプランではこうした視点がほとんど盛り込まれていない。 ○ 地域の支援というのが必要だと思っていて、多職種チーム、福祉関係、医療関係、保健関係が連携したチームづくりをして、必要に応じて動いていただければ助かる。高齢化ということもあり、動けないので、第三者に入っただけだとよくなることも多い。悪くしないということ。特に精神はアパー
----	--

	<p>ト暮らしも多く、引きこもったり、ナーバスになったりしないように、訪問型の支援というのをお願いしたい。</p> <p>○ 主治医を持っているので、セカンドオピニオンに行ったとしても、主治医に聞いてくださいとなってしまいます。直してほしいところでもあるが、非常に難しい。そのため、保健所に相談に行ったとしても、主治医にご相談くださいということになってしまっているのではないかと。</p>
方向性	<p>○ 個々の精神障がい者の方が抱える課題や状況に応じて、電話相談・所内相談・保健師単独訪問に加え、精神保健福祉相談や中部総合保健福祉センターの精神科医師・ケアマネジャー・さわやかサポートのワーカー・生活福祉課担当ケースワーカーなどとの同行訪問をしております。今後も、引き続き訪問による支援を進めてまいります。</p> <p>○ ご相談の内容によりましては、主治医にご相談いただくことが必要となるものがあるかと思いますが、いただきましたご意見を踏まえ、精神障がい者の方やご家族のご相談に応じ、早期治療の促進や問題解決を図ってまいります。</p>

(所管：健康政策部)

【事業 34 発達支援の推進】

意見	<p>○ 事業の状況を真摯に捉え、当事者と家族のニーズに応える取組みの充実を図るとともに、全ての子育て場面に関わる機関への働きかけをさらに充実させるべき。</p>
方向性	<p>○ いただいたご意見を踏まえ、業務委託先社会福祉法人と共に今後も更に関係部局との連携を密にし、支援を進めてまいります。</p>

(所管：わかばの家)

【事業 35 就学相談】

意見	<p>○ 障害者権利条約や差別解消法の考え方に基づき「就学相談」という取り組みそのもののあり様の検証をするべき。</p>
方向性	<p>○ ご意見を踏まえ、引き続き取組みを進めてまいります。</p>

(所管：教育センター)

【事業 36 心身障がい児の放課後活動への支援】

意見	<p>○ ネットワーク作りに努力されていることは了解しているが、今後そのサービス自体が国としてもどのように考えられていくのか注視し、そこにいることも達人に不利益が生じないよう細心の注意を払っていくべき。</p>
方向性	<p>○ いただいたご意見を踏まえ、自立支援協議会等とも連携し、利用者の立場に立ったサービスが確保されるよう努めてまいります。</p>

(所管：障害福祉課)

【事業 37 特別支援学校との連携】

意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事業目標に「学校特別支援員の適正な配置」とあるがその役割が不明確。4月からの特別支援教室の設置に際して新しい人員配置がなされる時、特別支援学校コーディネーターも含めた新しい連携のあり方が問われることになる。 ○ 入口だけでなく、卒後の地域へのつながりについて、「地域移行支援計画」の充実や、そこに携わる職員の資質の向上など、地域資源とのつながりを意識した支援が必要である。
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校特別支援員は、通常学級において、障がいにより特別な配慮を要する児童・生徒への支援の指導にあたる教員の支援を行うことを目的として配置しております。また、都立特別支援学校の特別支援教育コーディネーターに、これまでの巡回相談の実践経験を生かし、より良い連携の在り方、具体的な支援内容の助言等の依頼をし、重層的な相談体制を構築してまいりたいと考えております。

(所管：学務課、指導課、教育センター)

【事業 38 特別支援教育に関する教員の資質の向上】

意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通常の学級における全ての教職員が一人ひとりのこどもを尊重し、そこに必要な時、特別支援教育のメニューも活用する可能性が広がると捉えられる体制を作るべき。
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 通常の学級における全ての教職員が発達障がいに関する理解を深め、指導法の工夫や校内・外の人的資源等を活用し組織的に支援した上で、特別支援教室における指導が必要と思われる児童に対して、特別支援教室を活用していく体制を構築してまいりたいと考えております。

(所管：学務課、指導課)

【事業 39 特別支援学級等の充実】

意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別支援教室の設置が全校でなされる時、今後の特別支援学級のあり様が問われることとなる。区立小中学校で障がいを理由に教育の機会が分断されることを進めるべきではない。
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特別支援教室の全校設置により、特別支援教育が身近に行われ、広く児童、保護者、教員にも、特別支援教育の目的、意義が周知されるようになります。障がいのある子どもの教育の充実を図ることが重要であり、そのためにも小中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援教室、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要であると考えております。

(所管：学務課)

【事業 40 統合保育の充実】

意見	○ 本人を主体とした、その最善の育ちを保障するための取り組みの充実を図るべきである。
方向性	○ ご意見を踏まえ、引き続き取組みを進めてまいります。

(所管：保育サービス課)

【事業 41 学童保育室での要支援児の受け入れ】

意見	○ 学童保育室全施設で要支援児が6年生まで受け入れられるようになったことが実現したことを喜んでいるが、今後学童保育事業が民間委託されるようになっていくと聞いており、その中において、全てのこどもが安心・安全に過ごせる場所となるよう、その環境を保障するべきである。
方向性	○ 今年度から、小学校で実施する放課後ひろばの学童保育を含め、全ての学童保育施設で要支援児童の受入れ体制を整えております。 ○ 委託職員を含めスキルアップを図るため、要支援児支援講演会、要支援事例研究発表会や発達障がいのミニ学習会などの機会を設け、知識経験の積み上げを行っております。 ○ 引き続き、保育の質の向上を図り、特に支援を必要とするお子様と保護者の方に寄り添った学童保育に努めてまいります。

(所管：子育て支援課)

【事業 42 災害時における要配慮者支援の推進】

意見	○ 災害時要援護者名簿への登録は自己の希望であり必須ではないため、全ての要配慮者の登録を目指すのは困難だが、多くの人の登録が進むような方策を考える必要がある。 ○ サービス利用者の名簿は事業者も持っており、要援護者名簿と連携できるとよい。 ○ 個別の避難支援計画の作成を進める必要がある。また、要配慮者支援体制の結成には避難所との連携が大切であり、地域全体の課題でもある。
方向性	○ ご意見を踏まえ、引き続き取組みを進めてまいります。

(所管：地域力推進部、福祉部、保健所、こども家庭部)

【事業 43 災害時支援ボランティアの確保】

意見	○ 災害時には専門知識・技術も持つ支援者も必要。事業者や団体と災害時の協定を締結し、連携していく必要がある。 ○ 災害時のために、事業所同士の横のつながりを構築するほか、他地域から広く支援を受け入れる体制を整える必要がある。
----	---

方向性	○ ご意見を踏まえ、引き続き取組みを進めてまいります。
-----	-----------------------------

(所管：防災課、障害福祉課)

【事業 44 災害時相互支援意識の普及啓発】

意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 高齢者の福祉避難所は高齢福祉課で取組みを進めている。障がい者対象の福祉避難所との連携が必要と考える。 ○ こらぼ大森イベント「防災まちあるき」で、さわやかサポートのケアマネジャーも参加していた。体制作りのヒントが得られる事を期待し連携をしていきたい。 ○ 聴覚障がい者は、(音声だけではない)適切な情報提供があれば、福祉避難所以外の生活も可能。避難所運営の際はハード面だけでなく、コミュニケーションなどのソフト面も考えてほしい。 ○ 各総合防災訓練に積極的に参加しようとしている。自分達のことに関して、避難所のこと考えても、福祉避難所ではなく、一般の避難所であるということを感じているので、そのためには、自分達で自立して行動ができないといけない。ツールの開発も含め、例えば、聴覚障がい者が視覚障がい者をガイドするなど繰り返している。障がいがあってもお互いがかばい合っていく、それぞれが、目になり、耳になり、足になり、ということを取組みを行っている。これを広げていきたい。ただ、会に入っている人も、大田区全体から見れば、そこまで多くない。そういう実態からいくと、自分達がどういうことをしなければいけないのかというのに重点を置いてやろうとしている。今のかたちでいけば、防災ということについて、ご支援をいただきたい。
方向性	○ 今年度は、大田区自立支援協議会防災部会の協力のもと、大田区総合防災訓練(4地区)では、地域における共助の意識啓発に取り組みました。特に、新井宿地区及び久が原地区総合防災訓練においては、地域の中学生等による学校避難所から福祉避難所への要配慮者同行避難や避難所への受入れ等を行い、地域における共助の意識啓発に取り組みました。ご意見を踏まえ、引き続き取組みを進めてまいります。

(所管：防災課、障害福祉課)

【事業 45 福祉避難所の体制整備】

意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 町会・自治会にそれぞれ温度差がある。障がい者や高齢者などや、けが人に対する対応や受け入れ体制を考えていない。福祉避難所を設定するのはいいが、そこへ誰が移動させるのかなど、全ての避難所は、福祉や医療の設定がなくても対応を考えておく必要がある。そのことは、行政が各町会へすべての要配慮者支援に対する意識の共通認識を図ることが必要。 ○ 福祉避難所の対象者として決まっているのは、「学校避難所での生活が困難な方」というのみ。障がいの種別や程度で分けるなどの定義はない。避難所
----	---

	<p>の収容人数も限界があるので、福祉避難所への入所判断ルールを今後考えていく必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 妊婦や高齢者など看護のいる人なども考えると、福祉の幅が広いので、福祉避難所の対象として障がい者がはじかれてしまわないか心配である。 ○ 障がい種別ごとの対応もあると思う。例えば、聴覚障がい者については、田園調布ろう学校が廃止となったので、その建物を活用できるとよい。
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ 今年度、大田区自立支援協議会防災部会と福祉避難所の体制整備について検討し、初めて障がい者総合サポートセンターにおける福祉避難所開設運営訓練を実施しました。訓練結果やご意見を踏まえ、引き続き取組みを進めてまいります。

(所管：防災課、障害福祉課)

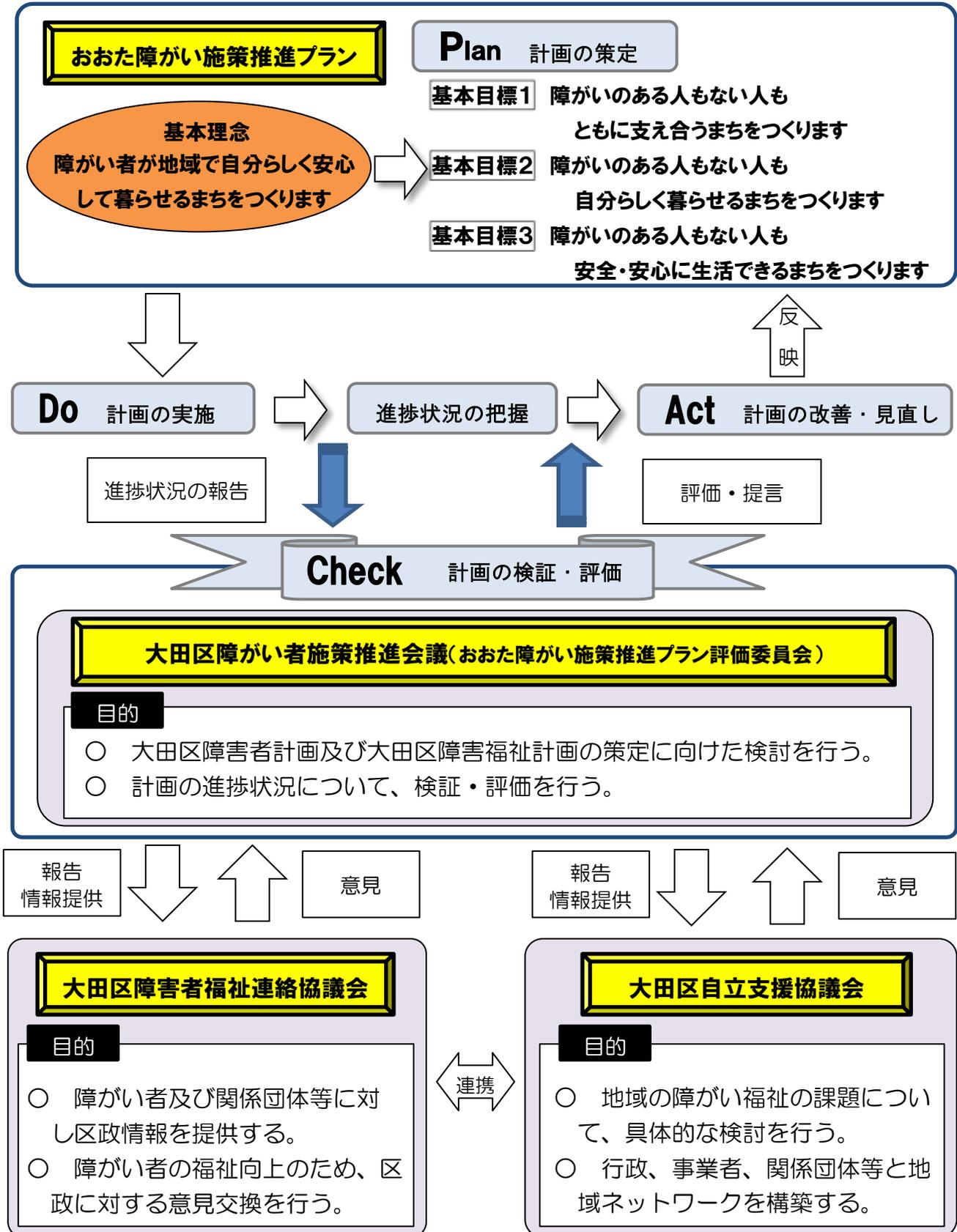
【プラン全体】

意見	<ul style="list-style-type: none"> ○ 基本目標2「障がいのある人もない人も自分らしく暮らせるまちをつくりまします」と記しているが、「社会生活は障がいのある人もない人も同等の権利を有する」と平等を基本としている。社会生活とは、就学、就労、日中活動、家内生活、通院、旅行、スポーツ、観劇等、文化余暇を含め、日常暮らす全てが含まれるのが基本。生活の一部を規制したり、制限したりすることは差別に当たる。このことを踏まえて、多様な障がい種別ごとにサービスの充実が策定されているか疑問。 ○ 基礎自治体の役割とサービス提供のあり方について、東京都や国の流れを踏まえて検討することが重要。
方向性	<ul style="list-style-type: none"> ○ ご意見を踏まえ、引き続きプランの効果的かつ着実な推進を目指してまいります。

(所管：障害福祉課)

資料

1 計画の進行管理及び各会議の位置付け



2 大田区障がい者施策推進会議設置要綱

平成 28 年 1 月 21 日 27 福障発第 14440 号区長決定

(設置)

第 1 条 障害者基本法(昭和 45 年法律第 84 号)第 11 条第 3 項に基づく「大田区障害者計画」及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)第 88 条第 1 項に基づく「大田区障害福祉計画」(以下これらを「計画」という。)を一体的に策定するための検討を行うとともに、計画に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、大田区障がい者施策推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 推進会議の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 計画の策定及び改定に関すること。
- (2) 計画の推進に関すること。
- (3) 計画の検証及び評価に関すること。
- (4) その他障害福祉施策に関すること。

(構成)

第 3 条 推進会議は、次に掲げる区分のうちから、区長が委嘱する委員 20 人以内で構成する。

- (1) 学識経験
- (2) 福祉
- (3) 保健医療
- (4) 教育
- (5) 地域
- (6) 区民

2 前項第 6 号の規定による委員のうち 2 人は、原則として公募委員とする。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度の翌々年度末までとし、再任を妨げない。

2 委員が任期中に辞任したときは、補欠の委員を置くことができる。ただし、後任者の任期は、前任者の任期とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 推進会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選により定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 推進会議は、会長が招集する。

2 会長は、必要と認める場合は、委員以外の者に出席を求めることができる。

(会議の公開)

第7条 推進会議及び議事録は公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、会長は、推進会議及び議事録の全部又は一部を非公開とすることができる。

(1) 公開することにより、公正かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認められる場合

(2) 特定の者に不当な利益又は不利益をもたらすおそれがあると認められる場合

(3) 議案に個人情報が含まれている場合

2 前項の規定に基づき推進会議及び議事録の全部又は一部を非公開としたものについては、推進会議に関係した者は、秘密性の継続する限り、他に漏らしてはならない。

(報償費)

第8条 推進会議に出席した委員に対し、予算の範囲内において報償費を支払うものとする。

(庶務)

第9条 推進会議の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

3 おおた障がい施策推進プラン評価委員会設置要綱

平成 27 年 10 月 23 日 27 福障発第 13146 号障害福祉担当部長決定

(設置)

第 1 条 大田区における障害福祉施策全般に係る総合計画である「おおた障がい施策推進プラン（以下「プラン」という。）」を効果的かつ着実に推進するため、おおた障がい施策推進プラン評価委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) プランの推進に関すること。
- (2) プランの検証及び評価に関すること。
- (3) その他障害福祉施策に関すること。

(構成)

第 3 条 委員会は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

2 委員は、区長が委嘱又は任命する。

(会長)

第 4 条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、会長が招集する。

2 会長は、必要と認める場合は、委員以外の者に出席を求めることができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、福祉部障害福祉課において処理する。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

別表（第3条関係）

おおた障がい施策推進プラン評価委員会委員

所属等
学識経験者
大田区知的障害者育成会 会長
大田区肢体不自由児（者）父母の会 会長
大田区重症心身障害児（者）を守る会 会長
特定非営利活動法人 大身連 理事長
大田区精神障害者家族連絡会 代表
大田区自立支援協議会 会長
福祉部障害福祉課長
福祉部発達支援担当課長
障がい者総合サポートセンター次長

4 大田区障害者福祉連絡協議会設置要綱

平成9年3月28日福障発第910号助役決定
改正 平成11年4月28日保福管発第126号助役決定
改正 平成12年4月24日保福福発第40号助役決定
改正 平成13年4月19日保福福発第64号助役決定
改正 平成14年3月29日保福福発第2616号助役決定
改正 平成16年3月31日保福障発第2407号助役決定
改正 平成17年4月25日保福障発第106号部長決定
改正 平成18年4月28日18保福障発第10104号部長決定
改正 平成20年4月25日20保福障発第10202号部長決定
改正 平成21年4月23日21福障発第10244号部長決定
改正 平成22年1月8日21福障発第12455号部長決定
改正 平成26年4月25日26福障発第10315号部長決定
改正 平成27年4月21日27福障発第10143号障害福祉担当部長決定

(目的)

第1条 障害者の福祉向上のため、障害者及び関係団体等に区政情報を提供し、意見の交換を行い、その意見、要望を大田区障害者計画及び大田区障害福祉計画に反映させることを目的として、大田区障害者福祉連絡協議会（以下「連絡協議会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 連絡協議会の委員は、別表1に掲げる団体等の代表者及び別表2に掲げる区職員をもって構成する。

2 委員は、区長が委嘱し、又は任命する。

(協議事項)

第3条 連絡協議会は、次の事項を協議する。

- (1) 障害者の福祉向上に係る必要な福祉施策について
- (2) その他、関係事項について

(座長)

第4条 連絡協議会の座長は、この要綱を所管する部長をもって充てる。

2 座長は、会議を招集し、主宰する。

3 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名する委員がその職務を代理する。

(庶務)

第5条 連絡協議会の庶務は、この要綱を所管する課において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるもののほか、連絡協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

付 則

この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

付 則
この要綱は、平成11年4月1日から施行する。

付 則
この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

付 則
この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

付 則
この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

付 則
この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

付 則
この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

付 則
この要綱は、平成18年4月1日から適用し、決定の日から施行する。

付 則
この要綱は、決定日から施行する。

付 則（平成21年4月23日21福障発第10244号部長決定）
この要綱は、決定の日から施行する。

付 則（平成22年1月8日21福障発第12455号部長決定）
この要綱は、決定の日から施行する。

付 則（平成26年4月25日26福障発第10315号部長決定）
この要綱は、決定の日から施行する。

付 則（平成27年4月21日27福障発第10143号障害福祉担当部長決定）
この要綱は、決定の日から施行する。

別表 1

団体名	役職名
大田区知的障害者育成会	会長
大田区肢体不自由児（者）父母の会	会長
大田区重症心身障害児（者）を守る会	会長
特定非営利活動法人 大身連	理事長
大田区肢体障害者福祉協会	会長
大田区視力障害者福祉協会	会長
大田区聴覚障害者協会	会長
大田区精神障害者家族連絡会	代表
大田区民生委員児童委員協議会	会長
大田区ボランティア懇談会	代表
大田区社会福祉協議会	事務局長
東京都立城南特別支援学校	学校長
東京都立城南特別支援学校 P T A	会長
東京都立矢口特別支援学校	学校長
東京都立矢口特別支援学校 P T A	会長
東京都立田園調布特別支援学校	学校長
東京都立田園調布特別支援学校 P T A	会長

別表 2

部局名	役職名
福祉部	障害福祉担当部長
福祉部	福祉管理課長
福祉部	障害福祉課長
福祉部	発達支援担当課長
障がい者総合サポートセンター	所長
障がい者総合サポートセンター	次長
地域力推進部	防災課長
健康政策部	健康医療政策課長
こども家庭部	子育て支援課長
まちづくり推進部	まちづくり管理課長
まちづくり推進部	住宅担当課長
都市基盤整備部	都市基盤管理課長
教育総務部	教育総務課長

5 大田区自立支援協議会設置要綱

平成20年 5月16日 20保福障発第10280号 区長決定
改正 平成20年 7月22日 20保福障発第10902号 部長決定
改正 平成21年 3月27日 20保福障発第12956号 部長決定
改正 平成22年 3月25日 21福障発第13325号 部長決定
改正 平成24年 3月22日 23福障発第13466号 部長決定
改正 平成25年 3月14日 24福障発第13467号 部長決定

(目的)

第1条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3に基づき、障害者及び障害児の地域における自立した生活を支援するため、相談支援事業をはじめ、地域の障害福祉の課題について具体的な検討を行うことを目的として、大田区自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 相談支援事業に関すること。
- (2) 地域の関係機関との連携体制の構築に関すること。
- (3) その他障害者福祉の増進に必要なこと。

(協議会の組織)

第3条 協議会は、次に掲げる区分のうちから、区長が委嘱する委員22人以内で構成する。

- (1) 地域
- (2) 福祉
- (3) 保健医療
- (4) 学識経験

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、委嘱の日から委嘱の日の属する年度末までとする。ただし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合における後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

2 会長は、必要があると認めるときは、協議会に委員以外の者を出席させて意見を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 協議会は、専門的な調査検討を行うため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は、次に掲げる者をもって組織する。
 - (1) 会長が指名する委員
 - (2) 部会委員として会長が推薦し、区長が委嘱する者
- 3 専門部会に部会長を置き、部会長は、委員の中から会長が指名する。
- 4 部会長は、専門部会を招集し、議事を掌理するとともに、調査検討経過及び結果を協議会に報告する。
- 5 部会長は、必要があると認めたときは、専門部会に委員以外の者を出席させ、意見を聴くことができる。
(報告書の提出)

第8条 協議会は、協議した内容を報告書にまとめ、この要綱を所管する部長に提出する。
(庶務)

第9条 協議会及び専門部会の庶務は、この要綱を所管する課において処理する。
(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付 則

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則 (平成20年7月22日20保福障発第10902号)

この要綱は、決定の日から施行する。

付 則 (平成21年3月27日20保福障発第12956号)

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

付 則 (平成22年3月25日21福障発第13325号)

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則 (平成24年3月22日23福障発第13466号)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

付 則 (平成25年3月14日24福障発第13467号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

おおた障がい施策推進プラン
(大田区障害者計画・第4期大田区障害福祉計画)
平成27年度～平成29年度
《進捗状況報告書》

平成28年4月

発行 大田区福祉部障害福祉課
〒144-8621
大田区蒲田五丁目13番14号
電話 03(5744)1700
FAX 03(5744)1555